代弘賢藏寄残衣ヶ稱する書に享保の初白茶の裏流行し寛永比にはスミル茶ヱ文以來御納戸來は朝黄茶なり又寶暦五年の頃より江戸にて煙竹色行はれ又紅ウヨッの帶行はるなど頗る其時々の色を集けたり右の外時々染出色の名多し然れども現時の流行色の如く皆な一時の嗜好に出つるを以て其色を知るもの少なし

當時用ひし染料各種

○藍防我國古來淺名にて通用す中古より之を蓼實に依り支那より輸送すと雖も實は熱帶地方の產木にして蘇枋黄花を用ゐ落葉木なり之を煎するに五百匁一袋を水一石に入れて六斗に煎し成すを度とす

○梅紅梅皮なり然れども多く得難きに因りて近來換ふるに紅樹皮を以てす

○ヨンガラ赤旭籾の木にして染料とす支那の俗に紅樹皮と稱す赤支那の產にあらず熱帶地方の一種常綠樹なり

一斤百六十匁に水二斗を投し煮て一斗三升とす

○ヤシヤ夜叉刺子の略なり赤楊の一種にして山民ヤマハンノキと稱す其實の大さ赤楊に三倍し其葉又ある異とす

一貫目に水八斗を入れ煎して五斗とす

○シブ渋即ち橋梅皮なり世に桃皮と云ふ水量ヤシヤに同じ

○カヤ茅安草を云ふ禾木の草にして菅茅と稱するものなり

一貫匁に水一石を入れ煮て六斗とす

○黑膠水に松煙を和し煉りて直に用ゆ

○鐵漿を以黑鐵器片十貫目酢を湯に和し提桶にて二桶三桶許り入れ室し置くなり又膠飴を入れ又鶴三升位を入るも可なりと雖も酢を入るゝを尤も佳とす

○豆油豆ノゴ又ゴと單稱す黄大豆を水に浸し石磨にて碎き木綿布にて搾ること豆腐に異なり其量豆一升石灰少々水は碎する毎に少許を加ふるものとす

染工方言

ワラシ　藍色の光彩を發するなり

ホッタン　藍建して壺中に勝け自然氣に當ると云ふ

を取る法を張りて其法を一に集め取るなり即ち布烏の雨耳を引上れはなりワッを入れを伸して其間を廣け色を通からしむるなり

地入布帛と其染料に入るゝを云ふ

アク灰灰汁にあらす染料の液にて色褪るゝ故に直に水に入れて其褪惡の色に染まらさるを欲するなり

藍汁製法

藍玉を席上に擂け一瓮を兩分して二瓶に裝るなりその玉を粉碎し石灰五合吉田灰二升を加へ水三斗を煮て傾け入れ攪之を搾ひて融化ぜしむ（其水常の清水を用ひるも可なりと雖も舊藍の淡き水を用ゆるを尤も佳とす）之を搾ふること數度に及へは更に妙なり（以上は一瓶の量なり）其後吉田灰を用し其汁を煮て每朝之を入れて又搾ること二日許にてよし

吉田灰は一瓮を二瓶に用ひし餅狀瓮を四斗樽に入れ注口を施し水を其補に滿たし朝每に黑水を用ひ又其上に清水を加へ置くなり此の如くして三四日を經れば藍色出る色の出たるを俟ちて又石灰を入合許り入れ之を中ゥと云ふ此後は搾す沈定せしむ其後朝は少し薄き藍又はワラシを火にて暖め少しつゝ入れ徐々に搾へし而して藍色薄く又は黑みを帶ふこゝあらばワラシを用ゆべし

ワラシは染家の方言にして酒美淋又は鉄皮を用ひるなり酒美淋ならは一瓶に一合許りを煮て藍汁を搾せ其上に徐々に注き入れ其儘に置くなり又鉄皮は煮熱し鉄一升小四五升前法の如く上より注ぐ之をワラシと稱す如此して二三日を經れは其色を發す之れを「キツ」になると稱す

藍に用ゆる水特に擇ひ用ゆへし玉川上水の如きは水性淡きか故に「オモ」即ち灰汁を多くし又井水にても水清きは「オモ」を强くすへし又ニゴリ藍の造方は「オモ」を增すこと三升入るへきは七升を入れ二升を用ゆへきは五升を入る此藍汁は糸を染め及下等の藍染に用ひるなり大に藍を省きて益ある故なり又當時製出の印度製と稱する藍は氣に種す方前に同しく筒狀にして色の出早し石灰を多くすきを嫌

井筒印洗曹達

井筒印　洗曹達ハ　他ノ不純物ナシ
井筒印　洗曹達ハ　他品ヨリ目方多シ
井筒印　洗曹達ハ　夏季ニテモ解ケル事ナシ
井筒印　洗曹達ハ　以上ノ特質アルヲ以テ使用者ハ他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ
井筒印　洗曹達ハ　市内到ル所ノ染料店藥店及ビ荒物店ニアリ若シ無之節ハ製造所ニ注文被下候
井筒印　洗曹達ノ製造場ハ
三條通千本西入上ル小倉町
井筒洗曹達製造所

編輯兼發行人　高谷復次郎
印刷人　高谷復次郎
發行所　京都市錦小路竹屋町下ル
京都染物同業組合事務所

諸印刷　森本印刷所
京都市日暮丸太町南入

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

公示第廿一號

左記ノモノ徒弟名簿ニ登録セリ此旨公示ス

大正四年十月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

邑打郡員新宮善太郎徒弟　前田喜一郎
御召再整郡員時田平徒弟　倉田佐石衛門
友仙郡員横田新二郎徒弟　多田彌太郎
同　人　徒弟　山口清吉
糸縮色染郡員木下政次郎徒弟　山嶋政吉
同　人　徒弟　樹　音次郎
同　人　徒弟　梶山忠助

公示第廿二號

左記ノモノ解雇ノ届ヲ了セリ此旨公示ス

大正四年十月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

洗色技郡員渡邊喜六

公示第廿三號

左記ノモノ賦金ノ督促ヲ請使スルコト停止ス

大正四年十月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

友仙郡員渡邊喜六
邑打郡員[illegible]
田村福松

公示第廿四號

當組合役員任期滿了ニ付去ル八月廿日選擧會ヲ開キ左記當選ニ付認可申請候處本月五日付チ以テ認可アリタリ此旨公示ス

大正四年十月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

京都府指令商第八六九號

京都染物同業組合

大正四年九月三十日付第百九十一號申請役員就任ノ件認可ス

大正四年十月五日

京都府知事　大森鍾一印

組長　石田喜兵衛
副組長　木村勘兵衛
同　金山春兵衛
出納役　[illegible]友七
評議員　棚橋文作
同　田畑房太郎
同　伊藤竹松
同　[illegible]井繁太郎
同　八木伊三郎
同　水井政次郎
同　山田平兵衛
同　五十嵐忠次郎
同　今村喜吉
同　清水藤三郎
同　井深英之助
同　田村市吉
同　東才次郎
同　濱口富三郎
同　森井喜代郎

雜錄

京都染物同業組合形影部規約

第一條　本部ハ京都染物同業組合定款第七章第五十四條ニ據リ形影工業者ヲ以テ組織シ形影部ト稱ス

第二條　本規約ハ京都染物同業組合定款第七章第六十四條ニ據リ之ヲ設ク

第三條　本部ノ事務ハ部長ノ居宅ニ於テ取扱フ

第四條　本部及役員ノ用ユル印章左ノ通リ

（雜形略ス）

第五條　部員ハ部ニ對シ左ノ權利義務ヲ有ス

一　部ノ業務ニ對シ意見アルトキハ部長又ハ會議ニ建議スルコト

一　部ノ名譽職ヲ選擧シ又ハ選擧セラルヽコト

一　部員間ニ生シタル營業上又ハ職工徒弟ニ關スル紛議ノ仲裁ヲ求ムルコト

一　部ノ會計財產其他ノ事項ニ對シ說明ヲ求ムルコト

一　徒弟義技會ノ事業ニ協贊スルコト

一　規約其他ノ規程及決議事項ヲ遵守スルコト

一　部ノ經費及部會ニ於テ是認シタル負担ヲ分任スルコト

一　部長ノ招喚及部長ノ命ヲ受ケテ出張セル委員ノ工場臨檢其他實問調査事項ニ對シテハ拒絶スルヲ得ス

第六條　本部ニ左ノ役員ヲ置ク

一部　長　一名
一副　部　長　二名
一會　計　係　一名

第七條　部長ハ部ヲ代表シ部務ヲ統理シ會議ノトキハ議長トナルコト

第八條　副部長ハ部長ヲ補佐シ部長事項アルトキハ代理ス

第九條　會計係ハ部長ノ監督ヲ受ケ部ノ出納及財產ヲ保管ス

第十條　本部ハ重要ナル事件ヲ審議スルタメ部會ヲ設ク

第十一條　總部員中ヨリ部會議員十五名ヲ選擧ス

第十二條　名譽職ノ任期ハ滿一ヶ年トシ補缺再選スルコトヲ得

第十三條　名譽職員中欠員ヲ生シタルトキハ直ニ補欠選擧ヲ行ヒ其殘任期ヲ補充セシム

第十四條　名譽職員ノ資格ハ營業二ヶ年以上ヲ繼續セル二十五年以上ノ男子ニ限ル

第十五條　撰擧ハ投票多數ヲ以テ之ヲ決スル若シ同數ナルトキハ抽籤ニ據ル

第十六條　撰擧人カ女子又ハ未丁年者ナルトキハ同業者ヘ撰擧權ヲ委任シ得ル

第十七條　部會ニ於テ審議スヘキ事項ハ左ノ如シ

一　部ノ利害ニ關スル重要事項
一　部員ノ紛議ニ關スル仲裁事項
一　部經費ノ收支豫算及賦課法並決算財產處分ノ件
一　技芸會開催ニ關スル事項
一　部規約違反者ニ對スル調査事項
一　組合組長及部長ノ諮問事項

第十八條　會議ハ定期臨時ノ二種トシ定期會ハ每年一月部員總會ヲ開キ庶務ノ報告ヲナスモ部會ニ依リ組合月報ニ記載シ總會ニ代ユルコトアルヘシ

臨時會ハ部業務ノ都合ニ依リ臨時之ヲ開ク

第十九條　會議ハ多數決トス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル

第二十條　會議ハ議員總員ノ過半數ニアラサレハ開議スルヲ得ズ

但シ再召集ナルトキハ此限リニアラス

第廿一條　會議ハ開會二日前ニ日時場所及附議事項ヲ通知スヘシ

但シ緊急事項アルトキハ此限リニアラス

第廿二條　會議ノ通知ヲ受ケ無屆欠席シ或ハ遲參スルトキハ部會ニ附議シ處分スルコトアルヘシ

第廿三條　會議ニ於テ決定セラレタル事項ハ組合組長ノ認可又ハ報告等ノ手續ヲナサヽルモノハ無効トス

第廿四條　本部ノ會計ハ曆年度トス

第廿五條　部員ハ協同一致シ斯業ノ改善發達ヲ企圖スヘシ

第廿六條　部員ハ職工徒弟ノ教養ニ力ムヘシ

第廿七條　部員ハ注文主ニ對シ誠實ヲ旨トシ正

© Kyozomekai

○博覽會出品期日　大農紀念博覽會長井上馨氏よりなる諸を聞き来れり出品者は期日に後れざる様注意すべし

○冬物はし値染料　を使用したる向き多きを以て産地富業者は非常に苦痛を感ぜたり特に冬物繁相場より打算すれば元来染料は前年に比較して遠品は十倍高にあり又た二等品以下を使用すれば市價四五倍のものもあれど之等には不適物多くして絹染料に比し非常に多量に使用せざるべからざる不便あるを以て結局手數を要するのみにて採算上は除り甚だしく異らざるに似たり依つて假りに優等品を前年の十倍とすれば原料糸安にせよ斯かる狂繁相場の染料を使用し而も前年同時に比較して一割五分乃至二割高位にては實際不受合たるを免れず

○産地富業者は　何れも頭痛に病みたるか結局窮餘の策として不正染料を使用したるものあり集散市場より屢々警告を蒙し記者の知きも其都度富業者の反省を促し置き産地組合に於ても深く其點に注意を拂ひ某々産地の知きは特に檢定證を附し責任の存在を明かにし来りしものあれども全く防止し得ざりし實情なり但し集散市場にては既に不正染料品に對しては取扱を爲さず若し約定後に於て發見したる際は何時にても荷戻しを爲す等なりと言へば産地富業者は鶴り苦痛を甞ざるべからざる次第なるが現に偽造製優等染料と稱しながら不純品を賣り捌きし染料商もあり其責決して輕からざるものと信ず斯かる狀況なるを以て染料は絶えし

○冬織物の適品　は早く逼迫し現に桐生最近市況に徴するも本御召類は品逼迫なりとあれば前途需要界の一齊買び進みを見んか多少の高値を豫期せざるべからざる形勢にあり地方の購買力は各地方よりの情報によれば未だ充分と云ふを得されど確かに底力强のものありとのことなれば商店の經營者により强腕の觀察は無論區々なれど概して目下の冬物には期待する處あるが如し

○組合員へ注意　染料使用する組合員一般は染料暴騰以來多少原料の取扱上に注意するの傾きを生じたるも矢張職工の出入に緩なるものありと見へ染料の少量を持ち出すものありと思はるゝ節なきにあらず既に小賣染料店の噂を聞くに年斤或は一斤位のものを持ち來り買取を頼むもの日々としてあらざるなき現狀なるを話し居れり今日其筋に於ては注意を怠らされは小賣店と雖も斯かる疑ひあるものは一切相手にせざるもゆへ何れか同業者間へ賣拂ふに相違なかるへし又或るものは密と鍋に油煙灰等を詰め込み入念に封印を施し置けば一見最早はしき點なきまでの新

一般水の用方を使用するに困難なれ共コトナルガ普通携帶水一升ノ用方ハ凡四百八十匁ナル故ニ此レヲ實際應用スル時ハ大略五百匁ト見做シテ可ナリ夫レ故ニ今一貫目ノ糸ヲ染ムンニハ夫ノ十五倍量即三斗ノ水ヲ使用スレバ可ナリ若シ布ナレバ此レヨリ多ク使用スルコトガ必要ナリトス

◉染色史　（前號の續き）

紅紫の二色は各專門有りて尋常の染家之を營せすと雖近來紅の染料に因りて人々皆染め得へし左に暴る所は毛則に非れども其色却て舊來の者に勝れり

紫　鍋中に湯を沸騰せしめ之を豊に傾け入れ七八升許の中に紫粉を入れ十分に溶解せしめて布帛を浸はしむ紫粉は紅花のひたる時は磐石水の熱きを以て（二三升中に紫粉を加へ再染むへし）鍋　鬱金四分紅六分の割合にて煮て染るなり紅も紅來の品にて染むるなり

○紺染法

紺を染るには豆油にて紺に染るの名下同し）を以て肝要とす上紺は先淡き豆油を抹し其上に梅をひくへし（梅は長崎産なり）而し二三日乾かして後染むへし

豆油入は四隅に糸を若り張り筵を張ること其間一尺許淡き豆油を抹し梅を張ること其熱抹て乾す

梅は至て淡く水に酢無有る許にてよし刷毛にて抹き筵を張かし（一本つゝ隔てゝ疎してよし）復裏に抹く鍋は盤の距離二寸許鍋鍋は四五寸にてよし

又禍色紺は下をヤシャにて染め其上に豆油を入るなりヤシャを二度許て乾し鍋漬にて色を着けし其上に淡き豆油の中に墨を加へ（鼠色の許）抹くへしと之を乾かし其上に石灰を加ふ石灰を水に洗し澱定するを俟ち豆油に加ふ其量豆油一升石灰一合或は五勺にてもよし

又麻の禍紺は豆油の選數八度許其他前の如し染方淡き藍にて調し後に藍に入れ染て乾し又水にて調し漸に濃き藍に入るへし色の度を見て紋糊を去り洗ひて灰汁を去り乾す

紺乾すを「ブルヒ」と云ひ再乾すを中カヽメ（又中染）といふ

頃日當試驗所　試驗の試來を為したる稀類の中にも此不正品を發見せられたり何れも注意すべき事なり

○染料等の實況　大阪織物新聞は現在染料界に就ての豫想を左の如く認めと記載せり

▲染料全く絶之　を告ぐるは何時なるべきか本年四月以來非常の騰貴を來し今にも市場より消滅となるべく傳へられしが案外に也支那方面よりの輸入あり染料適品は次第に品薄を告げ居れど模倣大産地にては夫々準備もあり しを以て今期冬織物には先づ其だしき支障なく若痛は勿論のことなるが生産減縮に差を因り目下集散市場にては該冬物の消化に努め居る有様なり而して記者の所説に於ける消息通に就て探聞したる所によれば

▲硫化染料在荷　は但悪品は今尚相應に在品すれど優等品に至つては漸次消費され居るを以つて前途甚だ心細きものあり尤も產地機業家は其間の呼吸に通じ產るを以て出來得るだけ在品の噴ひ漏しを心掛け支那輸入の二等品も將た其他の染料も硫染剤の化合と相俟つて使用されつゝあるが如何に噴ひ漏しに力むるも限りある在品を無限に消費することは許されず優等品より次第に缺乏し來り今日の狀態よりして全く輸入を仰ぎ補充を爲す能はずとすれば來年上旬若しくは來年一杯にて本邦在染料は皆無となるべしとの豫想なりとのことなるが染料製造に對しては政府よりも夫々保護法を施行され製造すべきも斯の如き實情なるを以て四月に至り高價を現はしたる染料は二等品以下は其後に至り

▲反動的に下落　したるものあれど織物染料として需要多きだけ優等品の在荷は逼迫し相變らず高値相場を維持し居れり故に一反壹圓五六拾錢内外の綿織物に見るも一丸の染料は普通八十錢位にて之にて七反の織物を染得るとすれば一反の染質加工費は十一錢五厘なるが之を春期の昂騰相場に換算するとき仮少くとも一反につき七十錢を要する勘定なり即ち原料市價と染料相場とは殆んど同一價格に上る譯にて夫れ丈け製品の市價を高めざるべからざるものなるが産地機業者にありては斯か

頃日當試驗所　試驗の試來を為したる稀類の中にも此不正品を發見せられたり何れも注意すべき事なり

○染料等の實況　大阪織物新聞は現在染料界に就ての豫想を左の如く認めと記載せり

▲染料全く絶之　を告ぐるは何時なるべきか本年四月以來非常の騰貴を來し今にも市場より消滅となるべく傳へられしが案外に也支那方面よりの輸入あり染料適品は次第に品薄を告げ居れど模倣大産地にては夫々準備もあり しを以て今期冬織物には先づ其だしき支障なく若痛は勿論のことなるが生産減縮に差を因り目下集散市場にては該冬物の消化に努め居る有様なり而して記者の所説に於ける消息通に就て探聞したる所によれば

▲硫化染料在荷　は但悪品は今尚相應に在品すれど優等品に至つては漸次消費され居るを以つて前途甚だ心細きものあり尤も產地機業家は其間の呼吸に通じ產るを以て出來得るだけ在品の噴ひ漏しを心掛け支那輸入の二等品も殆んど其他の染料も硫染剤の化合と相俟つて使用されつゝあるが如何に噴ひ漏しに力むるも限りある在品を無限に消費することは許されず優等品より次第に缺乏し來り今日の狀態よりして全く輸入を仰ぎ補充を爲す能はずとすれば來年上旬若しくは來年一杯にて本邦在染料は皆無となるべしとの豫想なりとのことなるが染料製造に對しては政府よりも夫々保護法を施行され製造すべきも斯の如き實情なるを以て四月に至り高價を現はしたる染料は二等品以下は其後に至り

▲反動的に下落　したるものあれど織物染料として需要多きだけ優等品の在荷は逼迫し相變らず高値相場を維持し居れり故に一反壹圓五六拾錢内外の綿織物に見るも一丸の染料は普通八十錢位にて之にて七反の織物を染得るとすれば一反の染質加工費は十一錢五厘なるが之を春期の昂騰相場に換算するとき仮少くとも一反につき七十錢を要する勘定なり即ち原料市價と染料相場とは殆んど同一價格に上る譯にて夫れ丈け製品の市價を高めざるべからざるものなるが産地機業者にありては斯か

以前に安値染料の手持あり加工賃も出來得るだけ節約せしを以て事實は斯る高値に上らざれど安値時代に取り入れたりし染料は夏織物にて大部分使用し

▲冬物はし値染料　を使用したる向き多きを以て産地富業者は非常に苦痛を感ぜたり特に冬物繁相場より打算すれば元來染料は前年に比較して遠品は十倍高にあり又た二等品以下を使用すれば市價四五倍のものもあれど之等には不適物多くして絹染料に比し非常に多量に使用せざるべからざる不便あるを以て結局手數を要するのみにて採算上は除り甚だしく異らざるに似たり依つて假りに優等品を前年の十倍とすれば原料糸安にせよ斯かる狂繁相場の染料を使用し而も前年同時に比較して一割五分乃至二割高位にては實際不受合たるを免れず

▲産地富業者は　何れも頭痛に病みたるか結局窮餘の策として不正染料を使用したるものあり集散市場より屢々警告を蒙し記者の知きも其都度富業者の反省を促し置き産地組合に於ても深く其點に注意を拂ひ某々産地の知きは特に檢定證を附し責任の存在を明かにし来りしものあれども全く防止し得ざりし實情なり但し集散市場にては既に不正染料品に對しては取扱を爲さず若し約定後に於て發見したる際は何時にても荷戻しを爲す等なりと言へば産地富業者は鶴り苦痛を甞ざるべからざる次第なるが現に偽造製優等染料と稱しながら不純品を賣り捌きし染料商もあり其責決して輕からざるものと信ず斯かる狀況なるを以て染料は絶えし

▲冬織物の適品　は早く逼迫し現に桐生最近市況に徴するも本御召類は品逼迫なりとあれば前途需要界の一齊買び進みを見んか多少の高値を豫期せざるべからざる形勢にあり地方の購買力は各地方よりの情報によれば未だ充分と云ふを得されど確かに底力强のものありとのことなれば商店の經營者により强腕の觀察は無論區々なれど概して目下の冬物には期待する處あるが如し

○染色ノ水ノ分量

ナ實際ニ應用セシ時ニ得ル色合ト一致セヤ試驗ノ時ニハ隨分濃色ヲ得ル也此レヲ大仕掛ニ行フ時ニハ此レニ比例セル分量ノ染料ニテハ單ニ淡色シカ染マラザルト云フ事ハヨク聞クコロナリ然シ此レヲ一言ニ云フ時ハ試驗染ト實施ノ場合ニ於ケル事情ノ一致セザルニアリト云フ外ナシショク實業者ヨリ聞ク所ノ事ヲ實驗ニ照シ合セテ見ルニ一致セル事ガ存在セル其中ニテ主ナルモノハ水ノ分量ニ關スル事ガ多ク方今ノ事ニ於テ水ノ分量ニ關スル事ニ對シ染料ノ目方ヲ定メルニ止マラズ即チ染液ノ濃度ニ頓着セザルガ故ナリト思ハレ即チ色合モハ色合モノ上ニ少ナカラヌ關係ヲ有スル事ニテ決シテ輕々シク看過スベカラザル事ト染色ニ用フル水ノ分量ハ決シテ一定セルモノニアラズ染料ノ種類ト染ムベキ材料トニ依リテハ變セザルベカラズ今仮令性染料ヲ以テ木綿ヲ染ル時ニハ之ト行フ時ニハ之ニ比シ酒石ノ下漬ナナ　其下セル木綿ハ塩基性染料ニテ染色セハ染料ハ殆ンド吸收サレテ無ク液ノ量ハ殆ンド變セザルガ如ク此レ等ノ染料ノ種類ナレバ水ノ量ハ染色ノ濃淡ニ餘リ關セザルモノトスル力早キモノ斑ヲ生ジ易キヲ以テ寡ロ水ノ量ハ比較的多キ方安全ナリトス

然シ茲ニ注意スベキ事ノ液ノ濃度ナリトスル時ハ注意ニモ五倍子及スマック等ノ如キタンニン用フル場合ニモ五倍子及スマック等ノ如キタンニン剤ヲ用フル時ニ於テ單ニ木綿ノ目方ニ對シ何ヲ何ヲ用フルカト云フノミニテハ充分ナル色合ヲ得ル事ト因難ナル事トス其タンニンノ濃淡ニ依リ即チ「タンニン」ヲ溶カス水ノ分量ニ依リ其ノ吸收スル「タンニン」ノ分量ヲ變ズル故ニ染後ノ色ハ關係ス故ニ木綿ノ目方ニ對シ「タンニン」ノ目方ヲ定メ其レヨリ其木綿ヲ漬ケ込ムベキ液ノ量ハ一定ニスルコト肝要ナリ以上ハ塩基性染料ニ云ヘルガ此ノ因難ハ直接木綿染料ニ甚ダシキモノトス直接染料ヲ以テ試驗染スル時ト此レヲ實際ニ應用スル場合ヲ問ハズ木綿ノ目方ニ對シ染料ノ分量染浴中ノ水ノ分量染色ノ濃度及時間温度ヲ同一ノ狀態ニアラシムル時ハ前記ノ缺點ヲ補ヒ得ベシ然ラバ水ノ量ハ大凡幾バカリ位ガ可ナルヤト云フニ結局布ノ場合及染色ノ方法ニヨリ異ナレドモ先ヲ絹ノ

又麻の花田は淡き豆油に入れ二三日乾し（陰乾）淡く染め直に乾しても可なり

○茶色類

茶色類はシブキにて染ひなり又真を帶びたる類はカヤを入れ青を帶ひたるは淡藍にて下染するなり

絹類木綿類皆シブキを豊に入れ其中に繰り入れ仔細に耳を取り紋有るは紋の所を乗牛花に提り執り其餘地を繰り絞りて乾すへし片がけに糸を掛け引き張るなり筵の間一尺許又紋あるは紋の周圍を刷毛にて捺へし（紋糊の液を去る爲なり）而して又逼く刷にて捺つへし乾て後又前の如く一度して成る其工を鐵漿にて色を發するなり鐵漿を豊に入れ快く繰り入れ又耳を取り風に當て冷すへし又紋有るは前の如く輕く捺つへし乾かして後石灰を一合許水に混和し澱定せしめ其上清を豊に入れ其中に繰入れて前の如くして乾すへし

焦茶は前よりも一度多く染む其餘前に同ど

栗皮茶は焦茶よりも濃きを曰くシブキ四度なり第二度にて鐵漿にて抹し又二度も抹くへし此活方は水に梅を入るへし干して又此水にて活すへし必晴天を候へし梅少きを以て換ふるに紅桐皮を以てしても可なり

媚茶　シブキにて二度染め染成してからさす藍媚　先つ淡藍にて水色に染ひるなり絹木綿ともに水にて調し絞りて耳を取り藍に入れ淡藍の中に降け筈にて繰へし（攪拌するなり）往復四遍許藍の中にて經固即時水の中に入れ速に掛け冷すへし而して又耳を取め持ち酢の中に入れ其醋液を去るへし其後は前の媚茶を同し亦絹綿は染めさる前に地入を爲すへし

湯にて調し筵を張ること其間五寸許直に煎干入染れべし

時考茶　媚茶の濃き者なり

鼠茶　カヤにて染るなり染方前の如く三度許にて乾すへへし

水茶　下染を藍にて染め乾し豊にカヤを入れ十分に煎はしめ直に色を染るなり色を付るに水七分鐵漿三分許の中に碧水少し加へ色を付るなり

薄水茶　上染下染とも濃くす染方前の如し

西郷茶　染料カヤシヤ各半にして其中に水五分

©Kyozomekai

を加へ（豆にて煎はしむ其上の色付無き水と赤各半にて染る事）

白茶　白茶は茶を煎はせ直にからすべし但し茶は煎して直に染るを佳とす煎したる茶一分量前に注す）と清水と等分なるべし煎はせ方心長く通く煎はしひべしカラシの方は石灰の水に色鮮なる上等の梅を少し入てカラスなり乾す に陰干とす

千歳茶　白茶の如く豆にて茶を煎はせて乾し三度すべし乾たるを枯碧一握豆に入れ湯にて溶し其中に布帛を繰りとみ通く煎はしめて之を絞り張りて之を展し其上を藍にて染るなり（之をケヌと稱す其色空色許なり中藍に能を入れて染め成す）其度を候ひ皆之を經ひ集め水に板速に之を冷すべし若其筋疑運なすれは其色偏倚して通く染らす

黄白茶　茶を煎はしめて直に磐石水を爲へて（但し豆にて煎はしひるなり）カラスなり

木蘭茶（御木蘭色）茶を豆にて煎はすること五度許又磐水を煎はせ（但し常より多く）鳥梅水の酸なる者に入れさらすべし

木蘭染料の色發せさる者は表裏より抹し四度染むべきは先二度抹し再一度抹くべし五度染ひべきは裏二度表三度染き者も之に準す

後藤茶　下染を藍にて水浸黄の如くし其アクを出し乾して其上をカタの中に少し水を加へ煎はしめ磐水を上に抹くべし

御召茶　下染後藤茶に同しくアクを除き其上にカヤ二分ヤシヤ二分水六分にして豆にて煎はせ又水七分鐵漿三分にて上を染成すなり

本御召茶　下染前に同し上染はカヤを豆にて煎はせ鐵漿と水と等分にし其中に磐石を少し入れ上を染むべし

ヒリ茶　カヤを豆にて煎はせ乾して又一度煎はせ又磐石を湯に溶し豆にて煎はせ若し色淡くは又カヤを入るへし之を繰りて（鎗の類は張りて展すへし）直に淡き藍にて染るなり染方能に入れ著にて繰るなり繰りて施の中にて經め水に入れて速に冷すへし○黄味多を好せはカヤを多くし青味ありを好せは藍を多くすヒリ茶ヒリ色皆同色なり

を煎はせ再又煎せ磐水を豆にて煎はせ乾し上を少し石灰水にてからすなり

藍ール茶　下染濃き空色に染むへし染方鎗の類は白メシ（白湯にて糊を云ふ）又織物の質に隨ひて煎らぬあり是は湯の中に壺一握許板し其中に繰り入れ鐵五六寸間に張り乾して後藍に入る染方二つに合せ籠を淡き藍に入れ著にて繰り入れ色の度を見合せて煎て水に入れ速に風に當て冷すへし又酢にて緊液を去り干すへし上染はカヤの中にヤシヤ少し入れ一度抹て色付くなり

柳茶　下染後き藍に入れアクを除りて乾し上染はカヤにヤシヤ少し入れ水六分加へ豆にて煎はせ又鐵漿二分水八分許の中に磐石少し入れて色を成立へし

梅幸茶　梅幸茶はカヤの中にヤシヤ少し入れ豆にて染め繰り入れリヲ入れ又湯にて磐石を溶し其中に少し鐵漿を入れ其中に繰り入る其中餘は前の如し又鎗類は張り展して淡き許に染るなり染法藍に藍を入れ著にてくるべし候を察て一に經め水に入れ速に冷すへし

○地方染織界の現況　本年の冬織物は染料の暴騰主因となりて粗製品の増加を始め價格の不調取引の遲延等儀欲節季に迫るも尚往取引不活潑なるが粗製品或は不正品の現はるゝは市場に大影響を及ぼすを以て集散市場側は不正品の發見次第之を產地に返戻して賠償金を要求する事に規約を定めて製造家に警告し又產地側に於ては不正品の没收其他賠償に關する嚴重の規約を設けて不正品の現出を警戒しつゝある等の地方は幾分其効を收めつゝあるが如くなるも其實不正品は各所に現はれ有名の大呉服店さへ其の不正品たるを知らずして仕入れし例あり容易に淘汰し難き實狀なるが元來染色質は染料拾倍以上の暴騰に對し僅に平均一割五分内外の引上に過ぎず其昂騰率の均衡を得ざること甚しきを以て時局前と同しく純良の染料を用ふる時は同一分量にて十倍の原料代を拂ひ而して其十分の一なる時局前の相場を標準とせる染料代に對し一割五分の引上を見るに過ぎざれど結局八割五分の大損失を蒙さるべからざる計算なり又一方染料の品質は時局以來著しく下落し四月の暴騰以來著るしく增加し其能率と價格との關係は依然として四月暴騰當時の如き價格を維持するの實狀にして現今市場に存在の稱遠製染料にして純粹の良質染料乏しきに微し染料商の責任も亦甚だ輕からざるべし云々と販賣業者側の觀察なりと

井筒印洗曹達

井筒印　洗曹達ハ　他ノ不純物ナシ
井筒印　洗曹達ハ　他品ヨリ目方多シ
井筒印　洗曹達ハ　夏季ニテモ解ケル事ナシ
井筒印　洗曹達ハ　以上ノ特質アルヲ以使用者ハ他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ
井筒印　洗曹達ハ　市内到ル所ノ染料店雜店及ヒ荒物店ニアリ若シ無之節ハ製造場ヘ御注文被下候
井筒印　洗曹達ノ製造場ハ
三條通千本西入上ル小倉町
井筒洗曹達製造所

編輯兼發行人　萬谷復次郎
發行所　京都市釜座通竹屋町下ル　京都染物同業組合事務所

京都染物同業組合

公示

公示第二十五號

左記ノモノ徒弟名簿ニ記載セリ此旨公示ス

大正四年十一月廿五日

京都染物同業組合
理事　石田喜兵衛

柳叢部員田村徳次郎　山口英夫
絞打部員横井善吉　佐々木與吉郎
同　人　徒弟　村上彌一

公示第二十六號

左記ノモノ今般解雇ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

大正四年十一月廿五日

京都染物同業組合
理事　石田喜兵衛

小紋捺染部員渡邊[illegible]徒弟　安田宗四郎

雜錄

◆染業補習學校卒業式　本校ハ當期分事務所内ニ於テ五月一日始メシテ十月三十一日限リ規定通開校ス本月廿五日石田組長、金子校長並ニ受持教員ノ臨ミ左記小林政次郎外八十二名ニ對シ卒業証書ヲ與ヘタリ

甲種優等生

三浦宗次郎徒弟（小林政次郎）
京染再藝會社全　杉元次郎
太田藤太郎全　太田藤太郎
田中吉全　奥村孝吉
早邑[illegible]全　近藤領吉
田村藤吉全　宿南忠三郎
水谷卓全

岡本庄松全　岡本庄一郎
古田平吉全　市田秀男
京染再藝會社全　田中伊三郎
田村藤吉全　北村吉之助
同　人　全　遠松春吉
京染再藝會社全　杉安次郎
石松久吉全　高田安吉
秋山駒吉全　永谷喜次郎
盛喜三藏全　盛喜藏
岡村留吉全　木戸重吉
堀内松之助全　堀内俊一
喜多林平全　園井清三郎
京染再藝會社全　澤田安次
同　上　全　上西啓太郎
喜多林平全　堀越久雄
栗津政次郎全　山田清松

乙種優等生

上田清太郎全　森田三郎
豐岡德松全　豐岡一郎
永井利三郎全　穗林辰雄
大久保信次郎全　木村重昌
上田清太郎全　山中清一郎
木村清次郎全　廣岡德太郎
酒井清吉全　酒井清三郎
早邑彌七全　坂根增次
大久保信次郎全　清水茂太郎
橋本幸次郎全　田澤與平
同　人　全　伊藤政吉
酒井米吉全　川田金次郎
坂倉竹次郎全　谷井竹夫
大崎嘉七全　西川增一
同　人　全　荻原留吉
小林率太郎　井川榮吉
同　人　全　湯口秀男

京染再藝會社全　森野時雄
早邑彌七全　島本長松
藤川長太郎全　中田長次郎
小寺孫一全　鰺山清次郎
吉江相吉全　市原鉄男
三浦宗太郎全　河内讓
杉山茂三郎全　桑原岩松
同　人　全　西村幸七
同　人　全　木澤長之輔
同　人　全　田中丈一
堀田末松全　水谷三郎
古橋治次郎全　小井戸秀次郎
大林馬吉全　井上誠一
林寅造全　塩貝求
芝田藤四郎全　多賀治次郎
同　人　全　觀音寺龍太
森野伊之助全　森野半次郎
野口駒吉全　長田增三
大久保信次郎全　藤永末市
橋本駒吉全　橋本末次郎
同　人　全　酒井秀吉
野口駒吉全　寺井嘉一郎
早邑勘六全　桑原三吉
北村嘉三郎全　上野留次郎
石原勝次郎全　東理
大林馬吉全　平田岩吉
河内五郎全　細見三代吉
岡村留吉全　山下テル全
山下テル全　鈴木末吉
伊藤竹松全　本田菊藏
安田富次郎全　西川與三松
京染再藝會社全　田中富三郎
穗山駒吉全　小林與市
同　人　全　吉竹末吉
矢守傳兵衛全　高橋太一
同　人　全　山岡恒夫
栗津政次郎全　一澤久吉
北村末次郎全　荒井仙次郎
森川源次郎全　野村廣喜
河崎篤之助全　桜本彌市
近藤福三郎全　近藤德造
京染再藝會社全　加藤勇吉
栗津政次郎全　中村仙之助
三浦宗次郎全　綱井啓一

京染再藝會社全　北村末次郎全
以上　中田政次郎

染料問題

工學士　綱島郁三

染料問題も空騒ぎの時代を過きて眞面目なる考慮の時期に入り小規模ながら工場が各地に出來政府の保護奬勵により將に大會社が創立せられむとする有樣である。

一體石炭を空氣の入らぬ樣な裝置で外部から赤熱すると、所謂乾溜に處すると瓦斯と液體とが出て固體が殘留する、此の瓦斯は即ち石炭瓦斯であつて液體はコールタール及びアムモニヤ液で固體はコークスである、茲にコールタールは其儘塗料にも使用せらるゝが大部分は八頭乃至二五頭も容ることが出來る大なる鐵釜に入れて蒸溜する、此際製鐵所の樣なコークス製造窯から副生する所謂コークスタールと瓦斯會社にて出來る所謂ガスタールとは著しく其性質が異つて居て從つて蒸溜して出て來る油の料が異るのである。

本邦の各工場に於ては溜出する時の温度或は其油の比重によつて夫の表の如く輕油、中油、重油に分別し殘滓をピッチと稱して居る。

舶載品ではタールの蒸溜を一層高温度例へば四〇〇度迄り迄で行つて重油の次にアンスラセン油を取つて居る、此油は主にアンスラセンより成つて居て之を採集してアリザリン染料製造の原料に供する、併し我國では從來アンスラセンの用途が無かつた事と斯く高温度迄蒸溜を積けるとピッチが硬質となり而もピッチは主に海軍用煉炭の膠接劑として使用せられ之が製造に不適當であるから重油で止めるのである、併し近き將來にはアンスラセン油を取ることになるのであらう。

八幡製鐵所（コークスタール）

輕油（イ　一・二〇〜一・六〇）
（ロ　八〇〜一七〇度）
（ハ　〇・九五）

© Kyozomekai

據ナル旨引ナスヘシ

第廿八條　部員ハ横言詈罵其他不正ノ行爲ヲ以テ同業者ノ仕文主ヨリ注文ヲ受クヘカラス

第廿九條　部員ハ同業者ノ發明創始ヲ偽ル營業上ノ方法ヲ其許諾ナクシテ使用スヘカラス

第三十條　部員ハ他同業者ノ職工徒弟ト前屋主ノ許諾ナクシテ使用スヘカラス

第卅一條　部員ハ職工徒弟ヲ雇使セントスルトキハ部長ノ紹介ヲ經テ組合ノ登記ヲ受クヘシ

第卅二條　徒弟ニシテ修業契約年限ヲ修了シタルトキハ部長ヲ經テ組合ヘ修業証書ノ附與ヲ申請スヘシ

第卅三條　部員及職工徒弟ニシテ他ノ模範トナルヘキ善行者アルトキハ部長ハ事實ヲ調査シ組合ヘ褒賞授與ノ申請ヲ爲スヘシ

第卅四條　本規約ニ定メタモノハ京都染物同業組合ノ定款ヲ準用ス

第卅五條　本規約ヲ改正セントスルトキハ部會議員三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

第卅六條　本規約ハ組長ノ認可ヲ得テ農商務大臣ニ届出ノ日ヨリ効力ヲ生ス

右は本月十五日午前九時より部會を開催し從前施行し來りたる部規約を改正し認可の手續をなしたり當時在任中の役員は左の通り

部長　三科庄造
副部長　尾崎源吉
出納役　見玉米次郎
商議員主任　中井源次郎
部會議員　栗本源三郎
〃　見玉米次郎
〃　市川仙吉
〃　犬丸源三郎
部會議員　中野音吉
〃　中川伊三郎
〃　野一色彌逸
〃　廣田政次郎
〃　前田榮吉

○下畫彩色模様部錦技會　去月二十二日第十回徒弟錦技會を開催し出品點數百九十六點にて審査終了し左の十人を褒賞せられたるなり左の如し

一等賞　神崎彌太郎（徒弟）
二等賞　小林末吉
　　竹中周蔵
　　元橋貴次郎
　　勝本久一
　　永井頑造
　　吉田勝直
　　藤田源三郎
　　足立南浦
　　渡邊嘉三郎
　　益谷久次郎
　　原田春江
　　木村儀一郎
　　竹下周造
　　宇野平吉
　　太田康之助
　　木村信蔵
　　井上英之助
　　宇治原喜次郎
　　田畑敬太郎
　　吉崎庄吉
　　辻井源次郎
　　片山卯三郎
　　杉原永治
　　吉川貫太郎
　　鈴江威
　　松本永七郎
　　飯室榮之助
　　岸篤
　　長瀬藩吉
　　松村英夫
　　宮川忠蔵
　　箕浦孫太郎
　　河村榮吉
　　辻〃之助
　　廣田榮助
　　石井忠儀
　　大槻長蔵
　　稲木松蔵
　　竹中昇次郎
　　大平義雄
　　岡本雅次郎
　　進
　　寒本吉次郎全
　　水谷梅次郎全
　　上野治二郎全
　　永井益吉全
三等賞　上野治三郎全
　　寒本吉次郎全
　　大槻長蔵全
　　上野治三郎全
　　平塚榮次郎全
　　田畑房次郎全
　　小倉萬次郎全
　　田畑喜八全
　　稲田源次郎全
　　平塚榮次郎全
　　吉田謙次全
　　平塚榮次郎全
　　寒本吉次郎全
　　田畑喜八全
　　寒本吉次郎全
　　田畑房次郎全
　　平塚榮次郎全
　　林貞次郎全
　　寒本吉次郎全
　　田畑房次郎全
　　田中由造全
　　吉田國治全
褒狀　小倉萬次郎全
　　上野治三郎全
　　田畑房次郎全
　　寒本吉次郎全
　　田畑房次郎全
　　田中芳竜全
　　田畑喜八全
　　足立南浦
　　渡邊嘉三郎
　　益谷久次郎
　　原田春江
　　木村儀一郎
　　竹下周造
　　宇野平吉
　　太田康之助
　　木村信蔵
　　井上英之助
　　宇治原喜次郎
　　田畑敬太郎
　　吉崎庄吉
　　辻井源次郎
　　片山卯三郎
　　杉原永治
　　吉川貫太郎
　　鈴江威
　　松本永七郎
　　飯室榮之助
　　岸篤
　　長瀬藩吉
　　松村英夫
　　宮川忠蔵
　　箕浦孫太郎
　　河村榮吉
　　辻〃之助
　　廣田榮助
　　石井忠儀
　　大槻長蔵
　　稲木松蔵
　　竹中昇次郎
　　大平義雄
　　岡本雅次郎
　　進

まり金千圓産組長の審査報告を了へ市長代理稲谷市視學褒狀を商業會議所會頭猪垣副會頭賞金を授與せられ終りて知事代理永瀬屬の告辭市長代理稲谷市視學の告辭商業會議所會頭の祝辭あり受賞者他代表遠藤嘉三郎の答辭金山副組長の挨拶を以て閉會せり

知事告辭

京都染物同業組合は本日を下し下畫彩色部第十回徒弟錦技會褒賞授與式を擧く本部は夙に青年徒弟の技術の改善に力め毎歳錦技會を開設し斯業に貢献する所尠からず而して本會の成績は毎回進歩の形蹟を示し其効果の認むへきものあるは最も欣ふへし望むらくは諸氏一層奮勵努力して以て時勢の進運に後れさらん事を期すへし式に臨み一言之を告ク

京都府知事正三位勲一等　大森鍾一

茲に京都染物同業組合下畫彩色模様部第十回徒弟錦技會褒賞授與式を擧行せらるゝに方り一言諸子のために祝し且つ望む處を告ク顧ふに染色の業たる我京都は既に久しき以前より分業の法行はれ其組織の整然として技術の優秀なる實に全國に冠たり而して下畫彩色模様染部の如きは特に其傑出する處のものにして即ち本會の出品其實を證し色彩技巧相共に苦心の跡歴然たるは甚た欣喜に堪へさるなり

抑も我邦の工藝をして更に大に發達進歩せしめ以て國富の充實に資すへきは實に刻下の急務にして而も之れ決して容易の業にあらす必すや汎く之を國民の努力に俟たさるへからす諸子の如きは即ち職に此任に當るの人希くは風夜勉勵細心事に從ひ忠實業に服し以て主家のために盡瘁し併せて國運の進展に貢献するあらん事を

京都市長法學博士　井上密

京都染物同業組合は本日を以て第十回下畫彩色部徒弟錦技會褒賞授與の式を擧行せらる催ふに方今諸工業進歩發達の顧著なる所以のものは實に學理の應用と技術の秩序と相俟るの結果ならすんはあらす今本會陳列品を通覽するに前年に比し段々進歩の蹟を認むへきものなきに非すと雖も猶ほ多少の改善を要するものあるなきに堪へさるなり而して今後斯界の發展進歩は偏に諸氏の力に俟たさるへからす希くは諸士益々奮勵努力以て斯業の發達を期せられん事を式に臨み一言を叙へて以て告辭とす

京都商業會議所會頭　濱岡光哲

○博覽會雜報　本會に關する委員は既報の如く金山藝兵衛氏を委員長に小林七郎、福井榮太郎長澤忠吉、森井富一郎、小林世三郎諸氏を委員に擧げ總ての事項を委任したる結果委員會の決議として裝飾陳列法等は從前の如く個々別々の方法を用ゆる時は甚た不揃のものとなれは總て委員に一任すへく出品者に對し同じ之を諸りたるに異議なく之に決したるを以て更に委員會を開き其方法を議したるに裝飾は御殿造とし之に伴ふ設備を施し陳列は出品順に據ると雖とも配色の都合もあることなれは夫れは臨機見計ひ配置することなる且つ費用は組合經費中補助し得へき丈けの支出をなすと雖も不足の分は出品人の負擔とすることに決したれとも其の出品申込入の割合に場所狹隘なるを以て十分の陳列をなすを得ず目新らしく注目を引くの如き用ひるを得さりしは遺憾なりしも之亦已むを得さる次第なり尚審査委員は當組合中より五名より採用せさる旨の通知に接したるを以て審査會審査に經旅ある石田喜兵衛、金山藝兵衛、村瀬兵竜、柳橋文作、福井榮太郎諸氏及技物審査員に小島彌七氏各嘱托せられ去る二日より審査に著手せられたり尚又會場内に於ては出品入場を附し出入の自由を許したるも本年度は之を左なりに經て通券を購入するか或は金壱圓の記章を購入するかせされは不便なりとの意見は當組合へ申込まれ此事手續をなす

○記念事業　大会開催に當しては各地所々の團体に於て夫れ〳〵記念事業を為す處ありしが當組合の如きも全國有數の一に選せらるゝものに於ては何か記念事業として永遠に遺すへき機関を設くるは組合員の均しく望み居る所なるも何分多大の資本を要するものは組合員全体をして其負擔に任せしむるは不可なるへくさりとて小資本者は其負擔を為し得へきものなりとの事に決し

新に大会員を設けて調査を於したる今結構の設立に就ては既に拾數年以前より唱導する處なりしか未た其設立を見るを得さりしは資本募集の點と政府か百萬圓以下の資本にては銀行設立の許可を與へさる方針なるを内指せられ、等の廉を以て其後立消の姿となりありしも今般圖より設立せらるゝものとせは最初は法人組織にして講習を設け資本金拾萬圓に達するを見て組織を改正する見込なりと其方法は先つ組合員三千人をして一ヶ月金圓第二ヶ年半を賦け込ましむる時は元金九萬圓之に対する利子は從に壱萬壱千四百餘圓を得て之に対する費用貳千圓を控除するも尚は壱萬六千餘圓を得るを以て之を元金に積算して拾萬圓に達するとし資金の融通を望む向には所有株券の一部の出しをなさゝるものとす故に假令賃金を減し得さるとするも會社其ものは損失を蒙る患ひなきなり又組合員の使傭する職工徒弟に対し雇主は義務的に別家せしむる時の資本金と同法に依り給與する金高を限度として貯金をなすものとす而して其收得する利金は全部株主たる組合員に分配するも他の雇収より得るものは職工徒弟の貯金額に對し按分比例を以て分配するものなりとの大體の方針を立て目下具體的案を作成する準備中なれは遠からず發表する筈なり

○木村副組長報告　長野縣本市に於て染織聯合共進會の開催に就きより染色部種に関係せる審査員の派遣を請はるたるに就き組合は本村副組長を選定し通知せり同氏は去月廿六日當地出発該地へ發向せられ廿七日より審査に著手し本月一日を以て審査を終了せられたる趣きにて其概略を聞せられたるもの左の如し

長野縣は海を隔て生糸産地として有名なるものなるが高氏の産業に対する同業組合は縣下を通して廿六組合の多きに達せりと雖とも染色専門の組合は之れなく總て生糸又は蚕種に属するものにて僅かに其一部に存在を認めらるゝが如きものなるに之れとて悉くの組合が染色と包含するものなるに為の毒の訴を生ずる故に該縣下十八郡に亘して染業者數二百餘戸なるは區當局者か殆れに厚く之に謂く其関聯

法を一方に備するにあらさるか疑はしひ今回松本市に於て開催せる染織聯合共進會と雖も近數郡を合して六十名の染色業者と二百餘名の織物業者の結合に外ならさるなり而して織物は其受持部外なるを以て多く語るを要せす只染色物に就ての審査のみを以て其責めを塞くことゝす

染色物は絹綿二種に區別し其數合して千二百餘點ありて其數相半はすと雖とも反物として染め上けたるものは黒染、藍色染、紺染、形染少數の模様染の五種類に分類せりと雖とも何分染料を使用し始めたるは僅かに二十年内外に過きすそれて縣技師か奨勵督促所謂昔の紺屋なる者に著告せし結果に外ならさるやに聞けり例分生産地の人民は染物の如きは京都より出張する悉皆屋に委嘱し只管蚕業に重きを置き染業の如きは寧ろ度外視したる實情は今にして尚ほ其形跡を存するを見ても知るべしと思ふ

黒染の多くは蚕染にして「ブラック、ローグ」等を使用したるものゝ如きも技術に欠くる處ある結果か鬼角色合の鮮を欠くのみならす生地をして毛羽立てしむる傾きありて未た黒染としての真髄を得たるものにあらす然れとも土着の人士甘之に甘んし歓迎し居る形勢なれは由來京染に限れる黒染の注文は其數を減少するは免れさるへし

藍色染は普通の出來ばへと見るを得へしと雖とも整理工程の不完全なるため一般の見劣をなすも京地の如く分業法によるにあらす一工場に於て總ての處理をなすものなれば已むを得ぬものにて其上を望むは反て無理なるへし

紺染に至りては古來の慣習を變用するものにて染法に於ては其當を得たるものなるへきも其再整に至りては功程たるを免れ事然れとも此邊に注意を加ふれは實用を補ふに餘りあるへし

小紋染其數少なしと雖とも此に比し見るへきものゝ一なり然れとも之れか從業者は京地にて練習せしものか歸國して之に從事するものゝよしゆへ鬼角京都風を移遷するの傾きあるを免れす編糸の古風なる高貴にして優秀あるものなり只小紋染法に依て模様染を附帯なる模様染中には殘切りて優勝の者ありしは任詩に堪へさるを以て充分の注意を拂ふて見れは全く京地に於て製染せられたるものと自信せるを以て他の審査員に諮り其工場の施設をなすこゝとせるも京地産の事實を證明せるものあるを以て之らの審査を省きたり其他に至りては當青せしむる程のものは見さりしなり

總して出品物の成績は其可否を評するに地方としては先つ之れ以上に求むるは酷なるへく到底近き將來に於て同縣か染物産業地として稱せらるゝ域には達せられさるへし然れとも從前此種の業者なき地方に於て斯く各種の製品を見るに至るは音地當業者も注意する處なかるへからすと信ず云々

○染料製造勧令　當組合を始め西陣織物組合其他染物に關係ある各團体の賛同を得て染料製造會社設立の案件を建て其調査事項は總て大學に依頼し研究に怠らさりしも兎角學説と實際とは相齟齬し捗々しく進行せさりし矢先東京、大阪亦其目論見を立て何れも奔走する處ありしか今回政府は右會社に對する勧令を以て發布せられたり其施行細則は左の如し

▲會社の資本及數　染料製造會社の資本は六百萬圓以上グリセリン製造會社の資本は百二十萬圓以上たる事を要す差し資本少額に過ぎるときは到底十分なる研究を遂行し且つ堅實なる發達を遂くる能はさるべきを以てなり又補助會社は染料及グリセリン共各一箇に限定せんとす之れ同一の原料を以て同樣の品種を製造する會社を二以上認むることは不當に鉄爭を惹起し事業の安固を缺くるに至るべきを慮りたるに依る

▲會社の設立　補助を受くべき會社を設立せんとするときは定款其の他一定の事項を具して農商務大臣より發起の認可をえたる後株金の拂込及創立總會の終了後設立登記を終り農商務大臣に補助の申請を為し其認可ありたるときより補助會社と爲すものとす

▲配當し得へき利益に關する規定　補助金額は會社の配當し得へき利益を毎營業年度に於て其の拂込株金額に對し年百分の八の割合に達せしひへき金額なり即ち配當し得へき利益

に減きさるの傾ありし

模様染中には殘切りて優勝の者ありしは任詩に堪へさるを以て充分の注意を拂ふて見れは全く京地に於て製染せられたるものと自信せるを以て他の審査員に諮り其工場の施設をなすこゝとせるも京地産の事實を證明せるものあるを以て之らの審査を省きたり其他に至りては當青せしむる程のものは見さりしなり

總して出品物の成績は其可否を評するに地方としては先つ之れ以上に求むるは酷なるへく到底近き將來に於て同縣か染物産業地として稱せらるゝ域には達せられさるへし然れとも從前此種の業者なき地方に於て斯く各種の製品を見るに至るは音地當業者も注意する處なかるへからすと信ず云々

○染料製造勧令　當組合を始め西陣織物組合其他染物に關係ある各團体の賛同を得て染料製造會社設立の案件を建て其調査事項は總て大學に依頼し研究に怠らさりしも兎角學説と實際とは相齟齬し捗々しく進行せさりし矢先東京、大阪亦其目論見を立て何れも奔走する處ありしか今回政府は右會社に對する勧令を以て發布せられたり其施行細則は左の如し

▲會社の資本及數　染料製造會社の資本は六百萬圓以上グリセリン製造會社の資本は百二十萬圓以上たる事を要す差し資本少額に過ぎるときは到底十分なる研究を遂行し且つ堅實なる發達を遂くる能はさるべきを以てなり又補助會社は染料及グリセリン共各一箇に限定せんとす之れ同一の原料を以て同樣の品種を製造する會社を二以上認むることは不當に鉄爭を惹起し事業の安固を缺くるに至るべきを慮りたるに依る

▲會社の設立　補助を受くべき會社を設立せんとするときは定款其の他一定の事項を具して農商務大臣より發起の認可をえたる後株金の拂込及創立總會の終了後設立登記を終り農商務大臣に補助の申請を為し其認可ありたるときより補助會社と爲すものとす

▲配當し得へき利益に關する規定　補助金額は會社の配當し得へき利益を毎營業年度に於て其の拂込株金額に對し年百分の八の割合に達せしひへき金額なり即ち配當し得へき利益は政府の補助金及[illegible]超過額を算入せさる益金より「準備金」として計算すべき金額に控除したる殘額にして此の殘額の上に政府は年百分の八に達する迄の金額を補足し斯くて八朱の配當を爲さしむるものとす而して若し會社の計算に於て益金なきときは政府は百分の八に當る金額の全部を補助するものとす又缺損あるときは之を補塡したる後更に百分の八に當る金額を補助するものとす

▲準備金　商法第百九十四條に依れば會社は其の資本の四分一に達するまでは利益を配當する毎に準備金として其の利益の二十一以上を積立つることを要す又額面以上の價額を以て株式を發行したるときは其額面を超ゆる金額は右四分一の額に達する迄は之を準備金に組入るゝことを要するを以て施行令第五條には「首營業年度繰越損金を算入し政府の補助金及繰越益金を算入せさる益金の二十分一に相當する金額は準備金として每營業年度之を計算す會社の額面以上の價格を以て株式を發行したる場合に於て其の額面を超ゆる金額は之を準備金として計算す」る旨を規定せり

▲特別準備金　會社の事業か順境にして年八分以上の配當を為し得へき場合に於て其の利益の一部を特別準備金として積立しめ後年度に於て利益か年八分に達せさるときは之れを以て補充又は缺損を生じたる場合には填補せしむ

▲缺損の塡補　發勧法第三條に依れば會社に缺損あれは先づ之を塡補したる上會社をして年百分八の配當を為さしむるに足る金額を補助するも其の第二項に於て配當し得へき利益及補助金額の算出に付ては勅令を以て之を定むる旨を規定せり

右勅令及補助に附すべき條件（法第六條）左の如し

イ　會社の損益は準備金（施行令第五條及第六條）として計算したる金額の存在する限度に於て政府より之を塡補せさること（施行令第五條乃至第七條第十條第三項）

ロ　取締役豫備役支配人其の他從業者の惹意又は重大なる過失に依りて生じたる利益減少

©Kyozomekai

其の他の損害は補助金額の算出に付て甘之を生ぜさるしめゝ看做す

ハ　會計は素眞なる管理者の計意を欠きたるに問ふて生じたりと認める利益減少其他の損害は之を賠償せす會社に對する命令書に規定する見込

○染色史（前號續）

布帛文無文に隨て殊なる別

越後縮奈良晒近江麻は染方普他物と別なり凡て麻類は初に豆油に入る至淡の水豆油を豊に入れ其中に繰り入るへし又蒸にて張りて抹も佳なり蒸の距離一尺許面して一二日を隔てゝ染ひへし又文種ある類は類を難し檜の文の棚は若力弱し故に水中にて股落の患あり故に先地入をすへし地入とは墨を上に張り彈力弱き鉋を張り水を噴き又其周圍を乾巾に拭ふへし又前の藍色染方の如く染料を抹く者も豊にて色を付るなり

又麻にて上を染る者あり又鐵漿は水に調し又る物なり故に鐵漿中に暫一撮許入へし又鐵漿を抹くには動もすれば遍からぬ所出來て色を均しくせさる事あり其害を防くには鐵漿を桶に入れ煮沸し凝定せさらしむ又麻帛を湯にて溶し糊ふへし

又生絹類は其法別なり生絹スキヤ紗等前の麻の染方の如く水にて調し淡き藍にて染め直に水中に入れて冷し交酢にてアクを去り又直に染ても可なり上染は前の茶の如く染料紅茶煎茶等各豊に入れ水を和し豊にて染ひへし又鐵漿は水八分鐵漿二分を度とす

鼠色類

鼠（尋常鼠色）　ヤシヤ一分藍枝一分カヤ一分水五分豊にて合せ其中にて暁はせ又直に鐵漿三分水七分にて色を着くるなり

御召鼠（黄色を帯る鼠色なり）　下染を水淺黄許の淡藍に染るなり染方水にて調し絞り耳を取り至淡の藍を下し藍中にて反特し直に上けて水に入速に冷すへし又酢にてアクを除き水に洗ひて乾すへし上染はヤシヤ一分カヤ二分水七分にして前の如く暁はせ其上を鐵一分水八分にて抹乾して成るなり

藍氣鼠　下染を交色の如くし上はヤシヤ二分藍枝一分水五分カヤ一分水八分にて抹く少しく前の如く暁はせ

御召藍氣鼠　藍氣鼠の濃きなり染方異ならす但上染はカヤを二分許増す異なるとす

生壁色　藍氣鼠の濃きなり染方異ならす但上染はカヤを用ひすヤシヤ藍枝のみなり

試驗記事

茶煎產樣行の實タンニン分定量

樣行は臺灣に產する藤科の植物にして其の實は長さ一寸程の扁平長楕形狀にして其の含有タンニン酸を定量せし事次の如し

過滿俺酸加里溶液はタンニンの溶液に依り速に還元さる而してタンニン分の異なる種々の關係ある還元力が決定せらる其れ故にタンニン以外の他の酸化すべき物質の附屬物なる種々のタンニン材から抽出せしタンニンならば其の抽出液を規定過滿俺酸加里液にて滴定すれば其の總量を定量し得へし然しタンニン材の抽出は常にタンニン以外の過滿俺酸加里を還元する所の他の物質を含有す故に抽出液の一部分を過滿俺酸加里液にて滴定し次にタンニンを除去したる液を前と同方法にて滴定する必要あり此の二つの滴定に要したる過滿俺酸加里の値の差はタンニンを酸化するに要したる量なり酸化すへき物質に對する過滿俺酸加里の酸化作用を定限するために インヂゴカーミン液の一定量を加ふ其の液の青色が鮮明なる黄色に變する迄過滿俺酸加里液を加ふ其の規定過滿俺酸加里液は〇・五瓦の純結晶過滿俺酸加里を一リーターの水に溶解し然る後タンニンに働く價を定む今タンニンの甚酸を前に造りし過滿俺酸加里液にて滴定す此の時甚酸二五ccに對し過滿俺酸加里液平均三二・一ccを要す然るにタンニンの甚酸液の一ccは〇・〇〇一二六瓦故に二五cc中には〇・三一五〇瓦を有す依つて過滿俺酸加里液三二・一ccは甚酸〇・〇三五〇瓦に相當す其れより一ccの過滿俺酸加里は甚酸の幾瓦に相當するやと云ふに

$$32.1 : 1 = 0.0350 : x \qquad x = \frac{1 \times 0.0350}{32.1} = 0.0001091$$

に相當す然るに甚酸の〇・〇〇一二六瓦は純タンニン酸の〇・〇〇八三一四瓦に相當す故に過滿俺酸加里液の一ccを純タンニン量に換算すれば

$$0.0001091 : 0.008314 = 100 : x \qquad x = \frac{0.008314 \times 100}{0.0001091} = 7620$$

に相當す供試品二瓦を秤量し此れを抽出し濾過し今量五〇〇ccとなす此の濾過タンニン液一〇ccを大なる高登鼠に入れ此れに五〇〇ccの水と二五ccのインヂゴ液を加へ然る後規定過滿俺酸加里液にて滴定す氣の時平均五〇・二ccを要す次に濾過タンニン液五〇ccをとり此れに二五ccのセラチンと二五ccの硫酸を加へ二十分間よく攪拌しカオリンを加へ此れを濾しタンニンを除去す此の二〇ccを取り此れに五〇〇ccの水と二五ccのインヂゴ液を加へ規定過滿俺酸加里液にて滴定す此時平均三九・七ccを要す前の實驗の時要せし五〇・二ccより後の實驗の際要せし三九・七ccを減すれば一〇・五ccとなる此の一〇・五ccは供試品中に含有する純タンニンを酸化するに要したる過滿俺酸加里の量なり然るに規定過滿俺酸加里一ccは純タンニンの〇・〇〇〇六四七二瓦に相當す故に此の一〇・五ccを純タンニンに換算すれば〇・〇〇六七九五六〇瓦に相當す然るに供試品二瓦を五〇〇ccに溶解し其の一〇ccを使用したる故に此れは供試品〇・〇四瓦に相當す依つて

一六・九パーセントのタンニンを含有す

植物中に含有するタンニン酸は其の性質夫々多少相違あるのみなるも一般の原料にても其の產地季節及木質の何如により少なからざる差異あるものとす尙各種タンニン材中に含まるゝタンニン含有量の割合とは次の如し

五倍子	三五％
矢車	六八％
矢車エキス	一八％
スマフク	二〇％
スマフクエキス	
磯木	五〇％
磯木エキス	
栗皮	三六％
栗皮エキス	
カクキユー	三〇％
檳榔子	九％
檳榔子（九州產）	
檳榔子（九州產）	二〇％
檳榔子（九州產）	一九％
檳榔子（秋田產）	
濱茄子（沖繩產）	
唐柯子	五〇％
刈安	六八％
楊梅子	二一％
楊梅子エキス	三〇％

井筒印洗曹達
井筒印　洗曹達ハ　他ノ不純物ナレ
井筒印　洗曹達ハ　他品ヨリ目方多シ
井筒印　洗曹達ハ　夏季ニテモ解ケル事ナシ
井筒印　洗曹達ハ　以上ノ特質アルヲ以テ使用者ハ他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ
井筒印　洗曹達ハ　市内到ル所ノ染料店藥店及ヒ荒物店ニアリ若シ無之節ハ製造場ヘ御注文被下候
井筒印　洗曹達ノ製造場ハ
三條通千本西入上ル小倉町
井筒洗曹達製造所

編輯兼發行人　高谷復次郎
印刷人　高谷文秋
發行所　京都市釜座通竹屋町下ル　京都染物同業組合事務所

京都染物同業組合月報

公示

公示第拾九號

左記ノモノ職工名簿ニ登記セリ此旨公示ス

大正四年八月廿五日　京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

御召再整部員編笠三郎徒弟　西田基吉
全　同　山田祐信
浸漬部員安藤仙次郎　吉川兵次
絞打部員南橋松　小山金平
全　同　吉崎小太郎
全　同　水上助松
全　同　古本石松
全　同　森山新造
全　同　池田清太郎
全　同　川尻常吉
全　同　野原實直
全　同　味尾真一
絞打部員南橋七郎次郎　藤田政次郎

公示第貳拾號

左記ノモノ名簿又ハ談解屋ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

大正四年八月廿五日　京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

浸漬部員安藤仙次郎
引染部員中村喜三郎徒弟　兼河誠吉
絞打部員[illegible]　吉川常七
全　同　山田藤三郎
全　同　小島久野
紫部員水井忠次郎　多田田藤蔵

雜錄

○役員撰擧會　當組合組長一名、副組長二名出納役一名、評議員拾五名の任期は去る八月三日滿了せるを以て仝月二十日午後七時より組合會を召集し撰擧會を同催せり石田元組長議長席に就き組長以下の改撰擧會を行ふへきを宣告し其撰擧法は例に依り第一に組長の撰擧を行ひ第二に副組長出納役の撰擧、第三に評議員の順序に依り撰擧をなすへきや或は他に方法を設ける の可否を諮りたるに組長、副組長、出納役は從前の例を用ゐ評議員は五名の詮考委員を設け之に詮考せしめたる人員を以て決することの設賛成多數なりしを以て之に決し、扨初に組長の撰擧を行ひたるに石田前組長重任し次に副組長二名は金山藤兵衛、木村勘兵衛、出納役森友七の諸氏何れも留任したり續いて詮考委員を設くに投票に議長指名設多數なりしを以て議長は左の五氏を推選せり

金山藤兵衛　木村勘兵衛　八木伊三郎
清水藤三郎　梅原仁三郎

五名の詮考委員は別室に於て審議せし大略は左の如し

評議員全部の改撰をなす以容易なりと雖とも其適材を撰ふ且種事に屬す特に今年は千載一遇の御大典あり又其紀念博覽會等の擧あるを以て成るへくなれば組合の事情に適する人を撰けざるへからさるも各部の折合ひもあり勞々輕卒に撰定し難き事情あれは寧ろ現任中の已ひを得さる人々を省くの外は重任せしめたしとの希望に一致せるを以て友仙部の木村仙太郎氏は營業名稱を變更せる爲めなれは本日重任せしめ又くる所あるへく茶染部の桂善助氏は多年の病氣ゆへ其職務に耐へさるへく糸染部の梅川伊次郎氏は屢業に就き何れも改撰の必要を認むるものとし之れか後補者として濱口富三郎氏、小島彌七氏、東才次郎氏、森井喜弐郎の四氏を擧け之れか決撰投票を行ひたるに濱口富三郎、東才次郎森井喜弐郎の三氏を擧けて會議に報告し別に異議なきを以て之に決したり即ち左の諸氏當選せり

組長　石田喜兵衛
副組長　金山藤兵衛
　　木村勘兵衛
出納役　森友七
評議員
伊藤竹松
棚橋文作
頼井繁次郎
八木伊三郎
五十嵐忠次郎
田畑房次郎
今村萬吉
永井政次郎
田村藤吉
清水藤三郎
山田半兵衛
井深英之助
濱口富三郎
東才次郎
森井喜弐郎

同部役員任期滿了に付き定期改選のため本月七日組合事務所に於て先つ部長選擧會を開き部長確定の上更に十八日副部長會計役並に部會議員の選擧會を開きたるに投票の結果左の通各當選せられたり

部長　田畑喜八
副部長　上野治三郎
同　小野村千太郎
會計役　田畑房太郎
部會議員　平塚栄治郎
仝　林貞次郎
仝　奥田千代之助

○鴨川原使用の件　當組合に屬する染物業者は從來上は高野川原下鴨邊より下は九條界限に至る鴨川原地を吾物顔に使用し染物洗濯より干燥に至る迄總て加茂積にて作業し來りたるが中には往々にして粗暴の擧動をなし若しくは風致衛生上等よろしからさる行爲わりとなして去る大正元年八月に至り其筋々に於ては此の積使用を禁ぜりとの說もありしかど積と反仙とは相離るへからざる運命を有し之を禁ずるに於ては如何なる製產上の打擊を蒙るやもはかられざればとて土木課衛生課及警察部立會の上實地を踏査することゝなり當組合亦之に立會種々請願する所ありし結果取締を最にし水浅區域を鎔限し三條以南七條以北に於ける區域に於て當業者は可及的近隣の迷惑をなさゝる程度に於て作業することゝし其筋に於て事情の疏とすへきものあるを以て當分黙許することゝし其旨通達せられたり留來組合員も之を多とし大に謹慎し來りたるも近來に至ては又々氣暴なる行爲をなすものあり或ひは公然と積に天幕を張り或ひは一の區劃を施して之に枝を打ち込ひが如く其殊舊に復さんとする狀態あり鴨川畔に於ける木屋町の賃貸業者中には該水浅作業が頗る目障りとなりて嫌望の風致を害し、營業上非常の打擊を蒙るものありとて一區劃の賃貸業者は一齊に其筋に向つて苦情を打ち込ひに至りしかば所務なる五條署に於てはその實地調査を行ひたる結果殿重なる取締を要するものと認めたるより去る五日組合當事者を召喚し取締の勵行を期すべく論達するあり組合側に於ては更に友仙部に對して傳達したる結果總會を開き矯正法の決議をなし實行することゝしたるも其筋にては今後充分監視して寛恕なく所罰する方針なる旨申述せられたる有樣なれば被罰者の多數に上る時は何時使用停止の厄命に接するやも計られさるべしと

中油	イ	九・二〇％
	ロ	一七〇—二三五度
	ハ	一・〇三八
重油	イ	一三・九四％
	ロ	二三五—二五〇度
	ハ	一・〇八三
ピッチ	イ	六六・五七％
	ロ	融點七〇度
粗ナフタリン	イ	七・三六％
粗アンスラセン	イ	〇・二五％
大阪瓦斯會社（約八割コークスタール）	ロ	〇・九九％
輕油	イ	――
	ロ	〇・九三
	ハ	一七・一一％
中油	イ	二三〇度マデ
	ロ	一・〇四
	ハ	一一・五一％
重油	イ	二三〇—二五〇度
	ロ	一・〇八
	ハ	六一・二二％
ピッチ	イ	融點六七—六八度
粗ナフタリン	ロ	八・二〇％
粗アンスラセン	イ	一・四〇％
東京瓦斯會社（約九割ガスタールコークスタール）	ハ	二・七八％
ナフサ油	イ	八〇—一七〇度
	ロ	〇・九五
	ハ	一〇・五五％
クレイト油	イ	一七〇—二三〇度
	ロ	〇・九八
	ハ	九・二二％
乙クレオソート油	イ	二三〇—二八〇度
	ロ	一・〇二
	ハ	一一・六六％
甲クレオソート油	イ	二八〇—三三〇度
	ロ	一・〇五五
	ハ	六一・八八％
ピッチ	イ	融點七〇・七度

粗アンスラセン

獨逸コールタール蒸溜例	イ	――
	ロ	二・〇—三・〇％
	ハ	一七〇—一七〇度
輕油	イ	八〇—一
	ロ	〇・九一
	ハ	――
中油	イ	一〇・〇—一二・〇％
	ロ	一七〇—二四〇度
	ハ	一・〇一
重油	イ	八・〇—一〇・〇％
	ロ	二四〇—三〇〇度
	ハ	一・〇四
アンスラセン油	イ	一六・〇—一八・〇％
	ロ	三〇〇—四〇〇度
	ハ	一・一〇
ピッチ	イ	五〇・〇—六〇・〇％

表中イコールタールに對する得率
ロ　割溜　ハ　油の比重

右の表はコールタール蒸溜に就き本邦三大工場の實例並に獨逸の蒸溜例を比較したもので操作に當り溜出する一割餘の水分を除外して各油の溜出率を求めた大正三年度の平均數である、茲に八幡製鐵所、大阪瓦斯會社の重油の割溜期間の短かきは過熱蒸氣を吹込みて溜出を助けるからである、又大阪瓦斯會社にては最初タールを過熱して置いて急に常壓のタンクに放出して揮發し易き輕油のみを分取するから輕油の割溜は不明である。

前表を通覽すると各工場共割溜は殆ど相等しいのに溜出油の分量及び其比重に於て著しく異り東京瓦斯會社のものは油量最も多く殊に輕油の部分大なるに大阪瓦斯會社のものは輕油が前者の半にも達しない、又八幡製鐵所の結果は大體獨逸の蒸溜例に似て居る。

之を要するに輕油は本邦のコールタールから二・〇—二・八％許り取れるが、ガスタールには其全量多くコークスタールには尠ないのが普通である、化學上主にベンゾール、トルオール、キシロールより成り溜出油の中で最も價値あるものであつて、前時は其儘溶剤として使用したが近頃分別蒸溜裝置によつて各成分に分つことになつた、其詳細は次の表である。

東京瓦斯會社試料
大阪瓦斯會社試料
八幡製鐵所試料

純アンスラセン	五二・五四％	七一・一七％
	二六・二四％	五七・四九％
	六一・二一％	七四・七五％

獨逸の蒸溜例に於ては一・四％、製鐵所にては〇・二五％である、又アンスラセンを分離せる重油は所謂クレオソート油と稱し木材防腐に使用するが當今は產額過多の有樣である。

余は前述の諸工場より產出する粗アンスラセンを取り常温にて三〇〇氣壓の下に壓搾したる後純アンスラセンを檢定せるに

純アンスラセン

中油の中には多量のナフタリン及び石炭酸を含んで居る、ナフタリンは油を放冷すると結晶として分れ出るから採集して所謂粗ナフタリンとして精製工場に送る、此處で苛性曹達液にて處理し遊離酸を洗り更に蒸溜して精製ナフタリンとして市場に出す、粗ナフタリンの產額は各工場に依り著しく異り東京瓦斯會社は三・六％（タールに對し）であるのに製鐵所は七・三六％大阪瓦斯會社は八・二％である、而して此の粗ナフタリンを精製すると約半量の精製ナフタリンが出來其に毛織物の殺虫劑として使用せられて居る又中油中の石炭酸は油を苛性曹達の水溶液で洗滌して石炭酸曹達として分別し殘りの油は主に燃料に使用せられる。

最後に出る重油の主成分はナフタリン、アンスラセン、キノリン、クレゾール等であつて、此の油から析出する粗アンスラセンは戰前其用途に窮し燃料として使用して居たが、福岡縣三池焦煤工場で率先してアリザリン染料の製造に供せらるゝに至つた、得量大坂瓦斯會社にては一・四％、製鐵所にては〇・二五％である、又アンスラセンを分離せる重油は所謂クレオソート油と稱し木材防腐に使用するが當今は產額過多の有樣である。

余は前述の諸工場より產出する粗アンスラセンを取り常温にて三〇〇氣壓の下に壓搾したる後純アンスラセンを檢定せるに

純アンスラセン

東京瓦斯會社試料	五二・五四％
大坂瓦斯會社試料	二六・二四％
八幡製鐵所試料	六一・二一％

由是觀之歐米產の粗アンスラセンが純度僅に二五—三〇％に過ぎずして之をアンスラキノーンとなしアリザリンとなすに先ち精製を行はざる可からざるに本邦產のアンスラセンは製造所によりて前者の二倍に近き純度を有し更に二倍量のソルベントナフサにて一回洗滌すれば次表の如く純アンスラセンの含有量を增すのである。

純アンスラセン

東京瓦斯會社試料	七一・一七％
大阪瓦斯會社試料	五七・四九％
八幡製鐵所試料	七四・七五％

東京瓦斯會社は本邦產の粗アンスラセンは高價にして其異にも依るなる可しと雖も品質歐米のものに比して著しく優良である。

抑も現今本邦の瓦斯會社並にコークス製造所から出來るコールタールの總量は一ヶ年八萬二千四百噸、窯積にして四十一萬二千石と計算せられて居る、內譯ガスタールが四萬噸、二十萬石でコークスタールが四萬四百噸、二十一萬二千石である更に之を工場に細別すれば

八幡製鐵所	二四、〇〇〇石
東京瓦斯會社	一二〇、〇〇〇石
一九、〇〇〇石	九五、〇〇〇石
三池焦煤工場	五七、〇〇〇石
一一、四〇〇噸	
大坂瓦斯會社並に東京瓦斯會社	
四、八〇〇噸	二四、〇〇〇石
名古屋瓦斯會社	二二、七五〇石
四、五五〇噸	
三菱戸畑工場	一〇、九五〇石
二、一九〇噸	
其他	
一六、四六〇噸	八二、三〇〇石
總計	八二、四〇〇噸　四一二、〇〇〇石

右の中タールの儘總て其の用途に供するものの運搬の際起る減量を約一割と假定し實際蒸溜に供し得べきコールタールの量は七萬四千噸である、これだけのコールタールから染料の原料たるべきものゝ產額を割算し得量其他より計算すれば次の如き勘定になる。

（タールに對する得率）

コールタール	一八五噸（〇・二五％）
ベンゾール	一一一噸（〇・一五％）
トルオール	一四八噸（〇・二〇％）
石炭酸	一八〇噸（〇・二五％）
粗アンスラセン	一〇七〇噸（五・五〇％）
粗ナフタリン	二〇三五噸

（精製ナフタリンとして）

茲にベンゾール（ベンゼンと云ふに同じ）に就きて云ふに本邦の入年額金四拾萬圓、二百五十噸許りである、是丈けの硫化アニリン（硫酸アニリン）の本邦に入年額金四拾萬圓、二百五十噸許りである、是丈けの硫化アニリンを製造するには原料として約一八〇噸のベンゾールを要し恰もコールタールの蒸溜に依りて得るベンゾールの全部を使用せざる可らざる事となり他の染料を作る餘裕がなく減に心細い次第である。

に多量に含まれて居るもので例へば百噸の石炭を乾溜すると大約百二十萬立方尺の石炭瓦斯と五噸のコールタールが出來るが此際ベンゾールは約九五％が瓦斯入り殘りの五％がコールタール中に留まる、されば石炭瓦斯を其まゝ燃して仕舞ふのは實に惜しい譯であるそれで發光を目的とする瓦斯からは之を回收することは通常行なはないけれどもコークス製造所の樣な發熱或は動力用のものは之を重油で洗つて瓦斯中より輕油のみを溶解して取り去ることになつた、此の操作は今年になつて三井合資會社で開始せられたが三池焦煤工場に近く操作す可く製鐵所の如きも設置を附設する樣、是等が完成する曉には石炭瓦斯から夫の如き多量の染料製造原料を得る次第である。

石炭瓦斯より

ベンゾール	三六三六噸
トルオール	六一八噸
キシロール	二二〇噸

即ちコールタールより得るものと石炭瓦斯より產出するものとを合算すると將來我國でベンゾール三八二〇噸、トルオール七三〇噸餘を生產する譯である。

染料は之を染色系の立場から直接染料、酸性染料、鹽基性染料、媒染性染料、硫化染料、バット染料、顏色染料等に分類せられるが、製造原料の名に因みて或はアニリン染料、アリザリン染料等に分つ場合もある、アニリン染料とはベンゾール、トルオール、ナフタリンの如きを原料として製造せる直接染料、酸性染料、鹽基性染料或は硫化染料等を總稱するので、アリザリン染料とはアンスラセンから得たアリザリン並に其誘導體及び同じく硫化染料を稱するのである、又染料類の內には化學的構造により分類する方が都合よいのである。

今此等の染料が年々幾何宛本邦に消費せらるゝかを最近の數年間について示せば

大正二年	大正元年		
アニリン染料	二七四	二二	
アリザリン染料	四二一	三九三	
人造藍	二六	二七	二二
	三二八	一八八	

天然藍

硫化アニリン	一一	一四
阿仙藥	四三	五二
ログウード	九	一四
合計	五八四	八五九
	六八一	一一

右の表のアニリン染料の中では硫化染料が約六割を占め、直接染料及び鹽基性染料が之に次ぎ各一割五分を、酸性染料は約一割と云ふ割合になつて居る。

又是等の染料に就き色相から需用の狀況を見ると硫化染料は九割迄黑及び青で、直接染料は赤及び黑、鹽基性染料は青及び黑が多く使用せられ、酸性染料は赤が最も多く用ゐられ、由是觀之我國にて使用せらるゝ染料は殆ど黑、紺、茶の樣な地味な色合で華麗なる青、赤、黃紫等は全需要額の二十分の一にも達しない、兎に角染料製造に當り注意すべき事柄である。

次に本邦にコールタール精製所より產出する前述の原料より幾何の染料を製造し得るかの問題である、染料の多樣多種なる到底正確なる計數を得ることは不可能であるが先づ次の如く概算することが出來る。

（一）アリザリン染料

前述の我國の粗アンスラセンより三割五分乃至四割のアリザリン染料を造ることが出來樣と思ふ。

即ち一八〇噸の原料より六〇〇噸—七〇〇噸のアリザリン染料を得るのである、然るに大正二年度の輸入アリザリン染料は九五噸であるから全體の七噸許を自給することを得る勘定になる。

（二）人造藍

獨逸に於ける青藍の過半數はナフタリンを原料とせるホイマン氏法で製造し、其得量四割に及ぶ樣である、解かる生成率を得る迄には隨分熟練を積まねばならぬが本邦の精製ナフタリン年產額二〇三五噸から殺蟲用六百噸餘を減じ一四〇〇噸を悉く染料製造に使用し得るものと假定すると大體五百餘噸の人造藍を得ることになる之に對し大正二年度輸入額九八三噸であつて殆ど半額を供給することが出來る譯である。

（三）アニリン染料

之が原料としては前述のベンゾール三八二〇噸から硫化アニリン用一八〇噸を引いた殘りの三、ナフタリン等である、前述のナフタリン一四〇〇噸を鹽くアニリン染料の製造に使用する場合には大正元年度のアニリン染料輸入額が四三〇〇噸であるから假に平均して原料から八割の染料を製出することが出來るとして本邦の原料だけで丁度輸入品を防壓することになる。

次に染料製造原料の價額であるが、ベンゾールは九〇％ベンゾールなる商品が昨年八月獨逸で一封度拾貳圓六拾錢で本邦では六圓—七圓であつた、戰後ベンゾールの相場は漸次昇騰して只今では百封度六拾圓にもなつて居る、併しこれは一時の現象で將來コークス事業に副生する瓦斯中より多量のベンゾールを抽出することになれば略獨逸品に近き或はそれ以下の値を以つて供給が出來る事であらう。

トルオール、キシロール等も之に準ず低價にて供給されナフタリンも戰前に比し大した價額の變化あるまじと信ずる。

染料製造の際使用する補助藥品には從來本邦に產出なきもの又は之あるも其額少なきものがあつて直に歐米の市價と比較するは正當ならざる場合が多いが戰前の本邦の市價を英獨に比すると次の如くである。

	日本	獨逸	英吉利
酸（六〇度）百封度	二、〇〇圓		一、二〇
酸（六〇度）同	一、二〇		〇、九五
酸（四〇度）同	〇、九〇	〇、八〇	〇、七五
酸（二〇度）同	〇、三〇	〇、八〇	〇、六〇
硫酸曹達 同	三、〇〇	二、〇〇	一、〇〇
苛性曹達 同	三、〇〇	八、四〇	三、〇〇
亞鉛末 同	三、〇〇	一〇、四〇	三、四〇
硫化曹達 同	一、四〇	一、六〇	一、四〇
工業鹽 一噸	二〇、〇〇	一一、〇〇	――
苛性曹達（粗製） 同	――	――	一〇〇、〇〇
亞硝酸曹達 同	一二、〇〇	――	一〇〇、〇〇
硫酸銅 同	一二、〇〇	一〇、四〇	一〇、四〇
硫酸 同	一、〇〇	一、四〇	一、四〇
硫酸（六〇度）同	〇、八〇	〇、八〇	〇、八〇
硫酸（四〇度）同	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
硫酸（二〇度）同	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
硫化曹達 同	三、〇〇	一、四〇	一、四〇
工業鹽 同	一、四〇	一、六〇	一、四〇
苛性曹達（粗製） 同	――	――	――
亞硝酸曹達 同	一二、〇〇	――	一〇〇、〇〇
硫酸銅 同	一二、〇〇	一〇、四〇	一〇、四〇
硫酸 同	一、〇〇	一、四〇	一、四〇
硫酸（六〇度）同	〇、八〇	〇、八〇	〇、八〇
硫酸（四〇度）同	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
硫酸（二〇度）同	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇

○染色史（前號續）

藍鼠　藍鼠は配劑と稱し他の鼠に異なり先漢は五寸許を隔てゝ刺し豆油を注ぐ（絹類は淡く木綿類は濃く）筴を其上に置き裏を反して抹き乾きて藍を水にて稀くし四度許にて可なり又一種下染を藍にて染め上は薄紫二分水八分許其上に鐵漿一分水九分にて染方藍氣鼠の如し

深川鼠　是は引色と云ふ先下に豆油を抽き（豆油は水と等分）筴を入す許に隔て張り又裏よりも抹て乾すへし其上染は前の藍鼠の如くして終に紅を殺はしひへし紅は湯を豆に入れ（人肌の暖）紅を解き膠を少し加へ其中に樣り入れ十分に殺はすへし灰汁の氣無からしひへし大に色を損す是は機樣ある者も染法同し

一方藍屋に藍朽を加へ抹き鹽水にて上を捻つ又紫にても可なり（紫なら）

淺鼠　深川鼠の淡き者なり紅を用ひさる與に淡ねずみと云ふ

紅鼠　淡き紅にて下を染め直にアタを去り乾

し上は水六分蘇枋四分許にて染め其上に鉄漿に媒石を加へて三分水七分許にて一染す

吾嬬鼠　藍下を水色に染めアクを除りて乾し上にヤシヤ一分ヤ一分蘇枋一分水七分にて染め鉄漿四分水六分にて上染す

恭鼠　右法は五倍子にて染め上に洗き緑礬水を抹き礬水にて浸し乾す近來は蘇枋三分ヤシヤ一分水を六分の量にて染め上を鉄漿水等分にて染成す

又法下染を浸黄に染て乾し上には蘇枋を豊にて段はせ鉄漿を水と等分にし色着るもあり

鉛鼠　蘇枋七分ヤシヤ三分にて豊にて段はせ乾すへし凡五度許上染は鉄漿にて蹴をせす連に抹くへし（鉄漿五分水五分）

鶯鉛鼠　蘇枋にて二度抹し乾して又蘇枋にて二度上染藍の淡きを以て染るなり

朽鉛鼠　下染を濃き浸黄の度にしてアクを除り乾して上染はヤシヤ二度許染め乾して蘇枋三度許にて色を着る

藍鉛鼠　下染前の如く上を蘇枋五度許にて色を着る

紺鉛鼠　下染前に同し上は蘇枋三度許乾して又三度許にして成る

芻黍鼠　蘇枋を四分ヤシヤ二分水を四分合せて十分に段はせ又鐵四分水六分にて色着け水にて少しカラヌなり

又蘇枋ヤシヤ等分水六分にて前の如くす右の二種明は風を帯ひ後は赤を帯ふ並に芻黍鼠といふ

紅掛鼠　蘇枋三分ヤシヤ少し段はせ又上に用ひる鉄漿は水七分の量にて染へし

山鉛鼠　前の藍鉛鼠に同しく下染めの藍顔濃くすへし

瓦鼠前の生壁鼠の濃きがいふ

鳩羽鼠　前の生壁の如く下染し乾して上に蘇枋を豊にて段はせ乾すへし二度許にて佳なり

梨梅　ヤシヤ二度乾して張り蘇枋四度鉄は八寸許隔てゝ張る再裏を上になし抹き着け直に二度捺て又前の如く鉄を刺し更め抹くへし此度も二度合せて四度なり

濃藍色　藍にて下と染め空色の度にて鉄を五寸許に張り紺形藍（何れも紺屋藍形）と等分にし

[illegible]

又抹き着くるなり但し灰汁を忌むなり

暮色　前に同しくして薄きなり

煙色　下染ヤシヤ四分水六分に合せ染め上け張りて蘇枋を抹くなり鉄の間一尺許裏四度表四度許染め礬水を强く加へへ一面して鉄一間毎に隔て刺し更め直に又抹くへし乾て後淡き藍を豊に浸み入れ其中に繰り入るゝなり此をヨビダヌと云ふ

紅鼠　下染なし上染蘇枋にて多數染へし

松葉色　朝黄の濃き者にて御ち緑なり

紬類は七ツ茶と同く先カヤにて染ひへし染方同し麻類は白地にて豆油に入れ一二日カラシ先藍にて下染を寫し上へカヤを抹き着くへしカヤは薄二度表二度さら弱水を抹くへし紋有る者は藍氣ある水に冷し糊を落し去るへし又紋無きは藍水に繰り入れて後乾すへし藍水なき時は淡き藍を少し水に和し其中に入れて繰りても可なり

御納戸　下を藍にて染め上に色を着るなり其藍染は濃き空色を度とす之に染ひるに先湯にて調し和なる者の類は絞り又鉄を張りても又度に繰るも皆妨けすす又水にて冷しアクを去り乾すへし又上色はヤシヤ二分蘇枋二分水を五分和し豊にて染る其上を鉄漿五分水五分にて上を染るなり

紅御納戸　下染の藍を濃く染るなり

紅掛御納戸　下染紅御納戸に同し但上染蘇枋にてヤシヤを加へすす又鉄漿は礬石を和すへし

御召御納戸　下染尋常の御納戸に同し但色の時カヤを入るヤシヤ三分カヤ二分水五分許を度とす鉄漿も尋常御納戸に同し

薄摩御納戸　下染尋常の御納戸に同し上色はヤシヤ二分蘇枋二分カヤ一分水五分にて色着く

又御召鐵納戸も此染料なり

カヤ掛御納戸　下染赤御納戸に同し上染はヤシヤ一分カヤ三分水五分豊にて染ひへし鐵漿は七分に水五分を度とす

紺鐵　下染を革色より濃くし又上染は蘇枋ヤシヤ等分三度許染て張るなり又地淸き者は四度にて度とす

革色　藍にて下染すること勝色の如く染るなり上色はヤシヤとシブキとを等分にて張りて抹

[illegible]

大和柿　亦配剤なり麻木綿類先藍をあらく刺し平稿の豆油を抹き又裏よりも抹く藍の間其地の硬軟に隨ひ一尺或は七八寸の隔に張るへし染方鐵丹や精細に磨り墨と等分に合せ稿き豆油に和し表裏とも通く四五度抹くへし乾て後又藍を更め張ること前と前し

柿柿　大和柿の如くして墨を減せし者なり

百姓柿　下染を茶に染るを異とす上色は大和柿に同し下染の茶はシブキにて染ひること一度なり

以上皆藍の間毎に二本を去り藍を裏め取り布帛を水に入れて徐に搖し洗ひ乾すへし（之をヌラシをすると稱す）

落葉色　カヤにて四五度染め干して鐵漿媒石を加へ色着るなり

黄樣　礬金にて染め上に紅をかくへし

礬金用法前に見ゆ小麦を湯に投して沸し溶たるとき其中に布帛を浸色の度を倘ひ直に水に移し洗ひ又豊に湯を沃れ膠脂を溶解し酢を加へ其豊の中にて浸はしひるなり染成して陰地にて乾すへし

礬金染　上の如く礬金を湯に溶し布帛を入れ浸はしめ出して酢はくアクを去り亦日の照らさぬ陰にて干すへし

井筒印洗曹達

井筒印　洗曹達ハ　他ノ不純物ナシ
井筒印　洗曹達ハ　他品ヨリ目方多
井筒印　洗曹達ハ　夏季ニテモ解ケ不ノシ
井筒印　洗曹達ハ　以上ノ特質アルヲ以テ使用者ハ他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ
井筒印　洗曹達ハ　市内到ル所ノ染料店薬店及ヒ荒物店ニアリ若シ無之節ハ製造場ヘ御注文被下候
井筒印　洗曹達ノ製造場ハ
三條通千本西入上ル小倉町
井筒洗曹達製造所

發行兼編輯人　高谷復次郎
京都市釜座通竹屋町下ル
仮製本所　京都染物同業組合

京都染物同業組合

公示

公示第廿七號

左記ノモノ徒弟名ヲ登記セリ此旨公示ス

大正四年十二月廿五日

京都染物同業組合

御召再整部員小野本染助徒弟　石田喜兵衛
同　人　田中松
仝　今林富三郎

公示第廿八號

左記ノモノ解雇ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

大正四年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

正絹染部員村上貴一郎徒弟　阪川嘉一郎

公示第廿九號

大正五年度組合經費收支豫算及賦課徴收法左ノ通リ認可セラレタリ此旨公示ス

大正四年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

京都專門部令第二二九號

京都染物同業組合

大正四年十一月三十日發第二三八號申請大正五年度經費收支ニ賦課徴收法ノ件認可ス

大正四年十二月廿五日

京都府知事　男爵大森鍾一

大正五年度組合經費收支豫算表左ノ通リ組合會ノ承認ヲ經タリ此旨公示ス

大正四年十一月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

收支豫算

收入ノ部

科目	前年度豫算	本年度豫算	比較增減
第一款　組合經費			
一項　等級割	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二項　戶數割	[illegible]	[illegible]	[illegible]
第二款　雜收入			
一項　証票料	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二項　却代不用品賣	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三項　廣告料	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四項　繰越金	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計　金	[illegible]	[illegible]	[illegible]

支出ノ部

科目	四年度豫算	五年度豫算	比較增減
第一款　所費			
一項　印刷費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二項　文具費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三項　通信費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四項　月報費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五項　諸給料	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一　理事給	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二　書記給	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三　臨時雇給	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四　使丁給	[illegible]	[illegible]	[illegible]
第二款　經費			
一項　組長報酬	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二項　實費辨償	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三項　旅費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四項　宿直料費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五項　賞與費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
第三款　雜用費			
一項　備付品費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二項　點燈費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三項　消耗費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五項　雜費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
六項　保險費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
七項　乘車費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
第四款　勸業費			
一項　博覽會費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二項　聯合會費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三項　積習學校費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四項　勸業奬勵費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五項　講話會費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
第五款　陳列所費			
一項　修繕費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
第六款　試驗所費			
一項　職員給	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二項　器械費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三項　藥品費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四項　絹綿原料費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
五項　圖書買入費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
六項　修繕費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
第七款　豫備費			
一項　豫備費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
小計	[illegible]	[illegible]	[illegible]
臨時費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
第一款　臨時費			
一　染物研究會費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]
十六	[illegible]	[illegible]	[illegible]
十七	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]

賦課法

大正五年度組合經費賦課徴收方法、

第一條　經費ノ營業等級割、戶數割ノ二法ニ依リ賦課ス

第二條　營業等級割ハ前年度ノ營業納稅額ヲ標準トス

第三條　月數割ハ一月一ケ年金貳拾錢トス

第四條　經費ハ年額ヲ一月、四月、七月、十月ニ四分シ各三十日迄ニ徴收シ端數ヲ生スルトキハ其最初月ノ徴收額ニ加フ

第五條　組合員ハ前條期日內ニ納付スベキモノトス若シ理由ナク期日內ニ納付セザルトキハ組合定款ニ據リ處分ス

但シ處分ノ手續ニ要スル費用ハ總テ未納者ノ負担トス

第六條　經費ハ本年度中七月以前ニ加入スルモノハ一ケ年分七月以後ニ加入スルモノハ半ケ年分ヲ課シ七月以前ニ廢業スルモノハ半ケ年七月以後ニ廢業スルモノハ一ケ年分ヲ課スルモノトス開廢業トモ其手續ヲナスト同時ニ全額ヲ徴收ス

第七條　新規開業者ノ經費ハ組合等級割ノ最下位ヲ以テス

第八條　賦課法ノ錯誤或ハ違算アリ認メタルトキハ徴收令書ヲ受クタル日ヨリ一周間內ニ訂正ノ申請ヲナヤマルトキハ無効トス

第九條　實收入ニ剩餘ヲ生シタルトキハ豫備費ニ編入ス

公示第三十號

大正三年度組合經常費收支決算表左ノ通リ組合會ノ承認ヲ經タリ此旨公示ス

大正四年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

大正三年度京都染物同業組合經費歳入出決算書

收入ノ部

等級	納稅額	一戶賦課額	戶數	賦課率	總率數	備考
一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一率貳拾錢
二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
十	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
十一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
十二	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
十三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
十四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	

© Kyozome-kai

科目	豫算額	決算額	比較増減
第一款　組合經費			
一項　等級割	四〇六〇〇〇〇〇	四〇六〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
二項　戸數割	三〇六〇〇〇〇〇	三〇六〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
第二款　雜收入			
一項　証票料	五〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
二項　却代不用品賣	五〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
三項　廣告料	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
四項　様本代	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
合計金	四〇六〇〇〇〇〇	四〇六〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

支出ノ部

科目	豫算額	決算額	比較増減
第一款　所費			
一項　印刷費	二四〇〇〇〇〇〇	二四〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
二項　文具費	八〇〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
三項　通信費	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
四項　月報費	二六〇〇〇〇〇〇	二六〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
五項　諸給料	二四〇〇〇〇〇〇	二四〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
一項　理事給	四八〇〇〇〇	四八〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
二項　書記給	一四四〇〇〇〇	一四四〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
三項　臨時雇給	四〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
四項　使丁給	八〇〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
第二款　雇給費	八〇〇〇〇〇〇	七八〇〇〇〇	二二〇〇〇〇
一項　組長報酬	二〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
二項　賞罰辨償	一四〇〇〇〇〇	一四〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
三項　款待費	二〇〇〇〇〇〇	一八〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇
四項　宿直賄費	九〇〇〇〇〇	六八〇〇〇〇〇	二二〇〇〇〇
五項　賞與費	二四〇〇〇〇〇〇	二四〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
第三款　需用費	二四八〇〇〇〇	二四八〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
一項　備附品費	六〇〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
二項　點燈費	九〇〇〇〇〇	九〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
三項　消耗費	二四〇〇〇〇〇〇	二四〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
四項　修繕費	一〇〇〇〇〇〇	八四二二〇〇	一五七八〇〇
五項　雑費	一四〇〇〇〇〇〇	一四〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
保險費	六四〇〇〇〇〇	六四〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
第四款　勧業費	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
一項　博覧會費	三〇〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
二項　聯合會費	二〇〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
三項　補習學校費	四〇〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
四項　動産問題費	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
五項　電車賃乗車費	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
第五款　復興事業費	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
第六款　試験所費			
一項　職員給	六四〇〇〇〇	六四〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
二項　器械費	三〇〇〇〇〇	二八〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇
三項　薬品費	三〇〇〇〇〇	二八〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇
四項　組織原料費	三〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
五項　図書買入費	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
六項　修繕費	三〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
第七款　豫備費	二〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
一項　豫備費	二〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇
小計	一四〇〇〇〇〇〇	一四〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
臨時費			

科目	豫算額	決算額	比較増減
第一款　臨時費			
一項　染物研究會費	二〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
小計	二〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
合計	二〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

牧支差引殘金五百五拾八圓貳拾貳錢五厘

公示第卅一號

來ル大正五年一月二十日徒弟修業年限滿期ノモノ又ハ職工徒弟ノ善行アルモノニ對シ修業狀及賞狀授與式ヲ擧行ス傳主ニ於テ右ニ該當スルモノ有之候際ハ一月十日迄ニ其旨組長ニ申請セラルヘシ此旨公告ス

大正四年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

雜錄

○友仙部員の建議　友仙業部中の有志者北村末次郎長澤忠七氏外六名の諸氏等は友仙業現在の實況に鑑み之れか救濟策を講し置かされば終には本業の衰頽を來すのみならず他地方に凌駕せらるゝに至るへしとの憂ひより左の建議書を提出せられたり即ち左の如し

由來我京都の地に於ける友仙染は美術工藝中屈指の產業にして其生產額は各種染物中の首冠たり之を以て當業者も常に技術に重きを置き互に或為して發展の維持に力めたり為に或る時期は實に隆盛の風潮を

する迄近時市場に現はる製品を見るに總て粗製濫造品たらさるはなく殆んと彼の一時朝市のもとして製造せられし粗惡品と大差なきに至れるは實に本業の將來に鑑み寒心に耐へさる所なり而して之れを觀賞する商估は元より需用する人々に於ても之れらの弊害を認め其不利益なる所以を熟知せるに拘はらず之れか矯正の聲を大にせさるは解せさる所のものなり本業者は製造販賣にあらすして部員の總ては賃工業たるを知れは其罪の歸する處は何れに存するものかを講究する亦緊要の問題なるべし

惟ふに茲に至る所以のものは商業者の商道徳の敗頽と需用者の識別眼に乏しき原因か之に至るものと信ずる處なり既往十數年以前の我友仙業界は相當なる工賃に依て之を製染せられ其間隨分意匠の苦心と技術の研鑽に勉むる餘地を存したり又商工相聯絡して斯業の發達に資するの方法も講せられたる時代に於ては京染友仙の聲價は維持し得られたるなり然るに既往兩三年間は時況不振の聲を惹用して商業者は常に工業者を壓迫し曾一に工賃の減額のみに力め意匠技術の點に注意を拂ふものなき有樣と為れり特に昨年歐州戰の突發せらるゝと共に染料輸入の道絶へ隨ふて價格の暴騰となり當業者の苦痛は豫想外の慘情を呈したり之を以て部員は擧げて之れか救濟策を講するもの或は飽迄法を採るもの或は工賃の改正を叫ふ等あらゆる方法を講したりと雖とも其目的の一部をも遂し能はさるは吾人の遺憾とする所なりし

然れとも之れ穴勝ち他を怨み人を誣ゆるへからさる原因も亦存するものと信ずるそれは同業者協同一致の感念に乏しく德義そのものを度外に措くの結果今日この苦痛を現示せしめたものと云ふを得へし商人は營利の外目的なく友仙か改良するとせさるは勿論進歩退歩は吾れ圖せす焉只一に工賃の低廉を求むるに有らゆる手段を講するは己ひを得さるものなるへし然れとも工業者は之に反し意匠技術堅牢等の點に對する責任を負はさるへからさるもの

て僅かに餘喘を保つか如き有樣なるは實に嘆息すへきの至りなり之れ一賃業者の境遇として以亦已ひを得さるものなるへしと雖とも部員全体か協一[illegible]興前の利益の一部を犧牲とするも組合定款[illegible]規約の條項を實行する方法を採るを曾は從來の弊害を矯正し需用家に對する德義を全ふし最後に自已を富すの本根と為ること[illegible]所なり

依て組合は[illegible]同催し以て染價に伴ふ染工賃の改正及製都道の取締等を勵行し部員をして其の據[illegible]知らしむるの方針を指示せられん事を

右建議候也

○京都工藝品展覽　去る十九日限り閉會せし大典紀念博覽會に於て明年一月十五日より三月三十日迄開催するこゝなれり出品希望者は豫め準備し置かるゝ[illegible]の手續は當組合に於て取扱ふ等ゆへ待ち込まるへく場所料は一間平坪六圓位の豫定なり

○紅染器械の發明　紅染業一原勇吉杉本喜太郎兩氏は數年以前より紅染器の發明に著心し研究する處ありしか今般漸く完全なる器械を製造し兩氏協同發明として實用新案特許出願中の所許可せられたるを以て同業者は本特許品の無斷使用は勿論類似と雖とも一應照會の上にて使用せされは侵害事件を引起す恐れあれは注意すへし

アイエス布染器

登錄請求の範圍　圖面に示す如く枠の四隅は稍延長して脚をなし左右兩縁には竿を承持する竿棚を設け更に竿を置着すへき留板を施して可染布を竿に依り懸け式の染液中に沈下し搖動せしめて染色すへき布染器の構造

圖面の說明　第一圖は要部の擴大圖第三圖は竿の見取圖なり

圖中（イ）は枠（ロ）は枠（イ）の四隅に施せる脚（ハ）は順次並列して架けたる竿（ニ）は竿（ハ）を承持する竿棚（ホ）は竿（ハ）の移動を防止すへく一端は延長し他端は止を用ゐて留着すへからしめたる留板（ヘ）は竿（ハ）に通して設置けたる可

ル工場管理人ヲ選任スルコトヲ得

工業主本法施行區域内ニ居住セサルトキハ工場管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

工場管理人ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ法人ノ理事、會社ノ業務ヲ執行スル社員、合資ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ中ヨリ選任スル場合ハ此ノ限リニ在ラス

第十九條　前條ノ工場管理人ハ本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ工業主ニ代ルモノトス但シ第十五條ニ付テハ此限ニ在ラス

工業主營業ニ關シ成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ工場管理人ナキトキハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同シ

第二十條　第二條乃至第五條、第七條、第九條又ハ第十條ノ規定ニ違反シタル者及第十三條ノ規定ニ依ル處分ニ從ハサル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條　正當ノ理由ナクシテ當議官吏ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ若ハ其ノ訓問ニ對シ答辯ヲ爲サヽル者ハ參百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條　工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、屋人其ノ他從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違背スル所爲ヲ爲サヽルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免レヽコトヲ得ス但シ工場ノ管理ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ職工ノ年齡ヲ知ラサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免レヽコトヲ得ス但シ工業主又ハ第十九條若ハ工業主又ハ其ノ法定代理人若ハ工場管理人ハ職工徒弟タラムトスル者ノ戶籍ニ關シ戶籍吏ニ對シ無信ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十七條　職工ハ工業主ニ屋入ヲ解屋、明渡ノ取締及徒弟ニ關スル事業ハ勞令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條　工業主ハ工場ニ付一切ノ權限ヲ有ス

午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

一　一時ニ作業ヲ爲スコトヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ

二　夜間ノ作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ

三　晝夜連續作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキ

前項ニ掲ケタル業務ノ種類ハ主務大臣之ヲ指定ス

第六條　職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニハ於テハ本法施行後十五年間第四條ノ規定ヲ適用セス

第七條　工業主ハ十五歲未滿ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休業ヲ設ケ、職工ヲ二組ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムル場合及第五條第一項第二號ニ該當スル場合ニ於テハ少クトモ四回ノ休日ヲ設ケ又一日ノ就業時間カ六時間ヲ超エルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超エルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ

職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルトキハ十日ヲ超エサル期間毎ニ其ノ就業時ヲ轉換スヘシ

第八條　天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ限リ第三條乃至第五條及前條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

難タヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ、第四條及第五條ノ規定ニ拘ハラス職工ヲ就業セシメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得

臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ行政官廳ニ屆出テ一月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ工業主ハ一定ノ期間ニ付豫メ行政官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エサル限リ就業時間ヲ一時間以上延長スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ其ノ認可ヲ受ケタル期間内ハ前項ノ規定ヲ適用セス

第九條　工業主ハ十五歲未滿ノ者及女子ニシテ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危險ナル部分ノ掃除、注油、檢査若ハ修繕ヲ爲サシメ又ハ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ニ調帶、調索ノ取附ケ若ハ取外シヲ爲サシメ其ノ他危險ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十條　工業主ハ十五歲未滿ノ者ニシテ毒藥、劇藥其ノ他有害料品又ハ爆發性發火性若ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務及著シク塵埃、粉末ヲ飛散シ又ハ有毒瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其ノ他危險又ハ衞生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十一條　前二條ニ掲ケタル業務ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム

前條ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十五歲以上ノ女子ニ付之ヲ適用スルコトヲ得

第十二條　主務大臣ハ病者又ハ產婦ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條　行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衞生風紀其他ノ公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

第十四條　當議官吏ハ工場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ

第十五條　職工自己ノ重大ナル過失ニ依ラスシテ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ勞令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ニ扶助スヘシ

第十六條　職工徒弟、職工徒弟タラムトスル者若ハ工業主又ハ其ノ法定代理人若ハ工場管理人ハ職工徒弟タラムトスル者ノ戶籍ニ關シ戶籍吏ニ對シ無信ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十七條　職工ハ工業主ニ屋入ヲ解屋、明渡ノ取締及徒弟ニ關スル事業ハ勞令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條　工業主ハ工場ニ付一切ノ權限ヲ有ス

© Kyozomekai

第二十四條　主務大臣ハ第一條ニ該當セサル工場ニシテ原動力ヲ用フルモノニ付テハ第九條第十一條、第十二條、第十四條、第十六條及第十八條乃至第二十三條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

第二十五條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ハ工場管理人ニ關スル規定及罰則ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス

官立工場ニ關シテハ所轄官廳ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○大典恩賞會受賞　組合員の本會に出品せしものに對し授賞せられたるもの左の如し尚同會賞上金は順次送附し居るも未濟の分隨時申出受取らるべし

金　賞　ノ　部

杉本精練場　京都精練株式會社
新田孝太郎　友仙部
京都染料經合名會社　吉本平次郎
濱口富三郎　五十嵐忠次郎
服部松次郎　井澤英之助
糸絽色染部　綿布黒染部
鷹屋幾次郎　松村平兵衛
梅原仁三郎　桂甚助
清水藤三郎　森井喜弐郎
柿染會

銀　賞　ノ　部

大江清次郎　安達初治
八木秀次郎　桑島次郎
中西安次郎　外山宗治
大久保信次郎　河合彦次郎
中森喜三郎　木村小八郎
森田菊松　高木八十次郎
中島鶴助　永井新之助
永井政次郎　横江善次郎
杉本喜三郎　角谷長太郎
一原勇吉　堀尾源吉
佐々木政次郎　山内傳次郎
久保田伊助　信樂菊藏
中西清兵衛　上田清太郎
田村留吉　金森藤太郎

銅　賞　ノ　部

石原正治郎　河合敬藏
前出青之助　杉浦友仙工場
神崎藤吉　竹下常次郎
大森仁三郎　北川清吉
岡田藤次郎　高島金兵衛
山本政次郎　戸田桑助
安達民三郎　岩見外次郎
上田甚五郎　上阪長次郎
柱勇之助　橋屋會
西浦辨次郎　高野儀助
青山安次郎　長谷川寅藏
多和田龜吉　野口染工場
山崎虎藏

褒　賞　ノ　部

織部利一　横江彌太郎
平井芳松　谷村彌三郎
藤枝多三郎　山田清吉
右田新助　勝木幸次郎
宮内省御買上品
黒染紋附　木村勘兵衛
絹帛友仙　岡島かめ
モスリン友仙　小島彌七

○染色史（前號續き）

黒

下染を頻濃き藍に入れ（其深淺は勝色を度とす）を乾し紋ある者は其の紋を洗ひ去り再紋を置き（煩はしと雖一度にては紋の周圍自浸染するの患あり）更め其上をヤシャにて二度染め（太織の類はシブキを加ふ）鉄漿にて一度又ヤシャ一度鉄漿一度其上をシブキ一度鉄漿一度（羽二重は更に一度を加ふべし）シブキ二度而して其上を鉄漿にて上るなり併せて十二度然れ共是上等の者の則にして愈粗なるは愈其度數を減する也

釜房小紋染法

前已に之を擧く然れども猶は染色を主とし只其概を擧く其詳なるを此に再述す

凡形を附るには所謂形付ありて其を染家に致す染家初下豆油を抹し上へ墨ゴを抹くなり兩面の小紋は裏を上にし筒一尺許を隔てゝ張る又豆油の水一升と石灰一合許を加へ十分に沈定するを俟ち其清を抹くこと二度又表にも二度抹き其上に墨汁の濃き所を抹き又重ねて抹し又其上に水ヤを抹き又中ゴを抹くへし（中ゴは上ゴにて石灰の醸き鼠のゴを用ひるなり）其上に鉄漿を抹き又其上に石灰の醸き鼠のゴを抹く抹て直に捻てゝ妨けす且光澤を出す爲なり右の次序分ちて左に擧ぐ

下豆油に墨の下豆油一、ヤシャ一、上ゴ一（上豆油なれと次序は中ゴと稱すへし）鉄漿一、上ゴ一、併て七次の染を經て成る

節菊鼠にて染るは白き下ゴに其上に肉色（鉄丹の磨して湯に和したる者）のゴ一、瘡枋二、其上を鉄漿にて抹すること

地濃き物は瘡枋多く地厚き物は瘡枋少きを法とす茶にて染るも同法なり下ゴ二、上染はシブキ二鉄漿にて色着るなり

藍氣鼠にて染るは下ゴも前の如し上染にてゴの中に少し藍を加へ薄鼠色にし其中に藍靛を溶し加へて藍氣鼠の如くし抹てと裏表各二度染成して筒を抜き水中に入れ洗ひて即干すへし

凡小紋を染上て小紋を抹ゴし徐に豆に移し草帚にて掃ム其帚は草帚の細所を切り取り束ねて帚として用ひるなり小紋は凡て慎密にして粗雑ならす所置すへきこと肝要とす

以上は舊染法の一斑と其染料の種類を掲けたるものなり

井筒印洗曹達

井筒印　洗曹達ハ　他ノ不純物ナシ
井筒印　洗曹達ハ　他品ヨリ目方多シ
井筒印　洗曹達ハ　夏季ニテモ解ケヤスシ
井筒印　洗曹達ハ　以上ノ特質アルヨリ使用者ハ他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ
井筒印　洗曹達ハ　市内到ル所ノ染料屋藥店及ヒ荒物店ニアリ若シ無之節ハ製造場ヘ御注文被下候
井筒印　洗曹達ノ製造場ハ
三條通千本西入上ル小倉町
井筒洗曹達製造所

發行兼編輯人　高谷復次郎
印刷人　森本文次郎
京都市釜座通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話上ノ二六七七番

京都染物同業組合月報

公示

公示第一號

左記ノモノ徒弟名簿ニ登録シタリ此旨公示ス

大正五年一月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

友仙部員内藤源之助弟子
湯熨斗部員小石調之助
糸絽色染部員平井包之助
上書部員和泉鶴吉
川添勇次郎
大月以志
西川九一
村上角次

公示第二號

左記ノモノ年期滿了ハ兵役ノ上解雇ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

大正五年一月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

糸絽色染部員高谷[illegible]徒弟
山根義雄
岸谷力藏
玖津見利治郎
千田政治郎
辻川嘉三郎
矢田信市
水江豊三
柴田福藏
藤井正二郎
田村柔太郎
赤丸久次郎
中屋喜三郎
鳥喜作
戸水重之助
岩田松太郎

公示第三號

本月二十日本組合事務所ニ於テ當組合員左記ノ徒弟ニ對シ善行賞及修業証ヲ授與セリ此旨公示ス

大正五年一月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

褒　賞　狀

紋上書部員矢守隆三徒弟
水口神且
（以下同文各通）

右ハ徒弟契約以來品行端正ニシテ業務ニ精勵シ能ク後進者ヲ誘導扶掖シテ其本分ヲ盡シ誠實ニ其間同ヲ滿了セシハ他ノ模範トナスニ足ル仍テ本組合ハ定款ノ規定ニ從ヒ茲ニ褒賞狀ヲ附與シ其善行ヲ表彰ス

大正五年一月二十日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

善行賞受領者

上檜部矢守隆三徒弟　水口神且
浸落部金尾平吉　羽田英太郎
友仙部西崎安三郎　山本孝次郎
上檜部竹谷長二郎　相川浅男
引染部吉江相吉　谷川末之助
友仙部[illegible]井包太郎　青木市太郎
西谷藤太郎　吉原庄太郎
柴田伊太郎　辻栄藏
柴田伊太郎　西島金作
川瀬佐太郎　高橋仙次郎
山中初藏　堀江千助
湯熨斗松本たか　奥田なを
竹中愛子　柴田つる
浸落部伊藤吉次郎　久保田ミツ
棟物部飯田猶三郎　織田菊太郎
茶染部山口山之助　塚本拾吉
茶染部山口田中豊吉　中山弟次
小泉助三郎
形彫部中井源次郎　小村盛義
糸絽色部藤村佐太郎　藤山利平
糊置部栗原留藏　猿見朝三
友仙部八木伊三郎　南野長七
形彫部見玉米次郎　大石久三郎
茶染部海田安太郎　小野幸次郎
山本種吉

修　業　狀

紋上書部員徒弟　水口神且
（以下同文各通）

一修業年限

右修了ノ旨授業師矢守隆三ノ書告ヲ領シ京都染物同業組合定款第九條第十款第十五項ニ依リ修業狀ヲ附與ス

大正五年一月二十日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

修業証受領者

矢守隆三徒弟水口神且○芝田茂三郎　市川真一○井深英之助　伊藤種三郎○竹谷長一郎　相川浅男○野口駒吉　北澤由松○金尾平吉　羽田英太郎○吉江相吉　吹田源次郎○平井包太郎　青木市太郎○西谷藤太郎　辻栄藏○西崎安三郎　山本孝次郎○西谷藤太郎　吉原庄太郎○二木岩松　北風民一○小林延藏　守山鶴次郎○柴田伊太郎　西島金作○川瀬佐太郎　高橋仙次郎○稲田九市　井上梅市○同人　志村甚吾○山中初藏　堀江千助○竹井愛子　久保田ミツ○松本たか　奥田なを○同人　柴田つる○山口山之助　中山菊次○飯田猶三郎　塚本拾吉○伊藤吉藏郎　織田菊太郎○矢守隆三　鳥飼元次郎○檀野吉之助　山田朔○田中豊吉　小泉助三郎○栗本源三郎　久保長治○中井源次郎　小村盛義○野一色彌逸　小林庄八○久保田常次郎　中島平三郎○吉谷壮松　徳田竹松○藤村佐次郎　藤山利平○栗原留藏　猿見朝三○八木伊三郎　南野長七○見玉米次郎　大石久三郎○同人　小野幸次郎○海田安太郎　全山本種吉○吉江相吉　谷川末之助○長谷川幸太郎　土居吉次○山口由之助　中山菊次

雜　錄

○善行賞及修業証授與式順　本月二十日午後三時ヨリ組合事務所ニ於テ當組合職工徒弟善行賞及修業証書授與式ヲ擧行セシニ當日來賓ハ知事代理香川禹工課長市長代理會見市書記商業會議所會頭代理巷金子染織學校長清水下京區長重要物産組合組長各新聞記者等ニシテ金山副組長ハ組長代理トシテ式辭ヲ述ヘ授賞アリ知事、市長ノ告詞金子染織學校長ノ訓示アリ金山副組長ノ答詞受賞者水口神且ノ答辭アリ午後四時式ヲ了シ閉會シ終リテ延圓中村樓ニ於テ新年宴會ヲ兼テ晩餐ヲ供シタリ

京都染物同業組合ハ本日ヲトシ職工徒弟修業並ニ褒賞授與式ヲ擧ク洵ニ欣フヘシ今ヤ即位第一次ノ新年ヲ迎ヘ上下相供ニ殖産興業ニ努力し大ニ國富ノ充實ヲ圖ラサル可カラサル秋ニ方リ諸子ハ一定ノ年限間修業ヲ了シ

© Kyozomekai

獨立經營者トシテ社會ニ立ツニ至リシハ産業上最モ喜フヘシ而カモ諸子今後益々行ヲ慎ミ業ヲ勵ミ各自其本分ヲ守リ一般從業者ノ鑑範トナリ斯業ノ發達ニ稗補スル所アランコトヲ

大正五年一月二十日

京都府知事男爵　大森　鍾一

茲ニ本日ナトシテ京都染物同業組合職工徒弟善行者褒賞及修業証授與式ヲ擧行セラルヽニ方リ一言諸氏ノ爲メニ告ク顧フニ國力ノ安寧ヲ期セン欲セハ堅實ナル産業ノ振興ヲ圖リ以テ一般經濟ノ基礎ヲ强固ナラシメサルヘカラズ而シテ職工徒弟ハ生産ノ原動力ニシテ實ニ重要ノ地圖タラズンハアラズ諸氏一ハ主家ニ在ル多年忠實恪勤其善行ノ嘉ミスヘキアリ他ハ相當期間克ク約束ヲ遵守シ夙夜勵精其業ヲ卒ヘタルモノ洵ニ斯業界ノ慶事トシテ甚タ喜フヘキ所ナリ

今ヤ國運ノ進展ニ伴ヒ斯業ノ發達ヲ促シ又其改善ヲ要スルモノ日一日益多キヲ加フ諸子ノ努力如何ハ其ノ生産上ノ興廢ニ關スル決シテ尠少ナラス希クハ將來彌益奮發勉勵斯業ノ爲メニ貢獻シ以テ時代ノ要求ニ背カサラン事ヲ

大正五年一月二十日

京都市長從四位勲三等法學博士井上密

答辭

本組合ハ組合員ノ職工徒弟ニ對スル奬勵ノ一方法トシテ屋鋪年限ノ契約ヲ滿了セシモノ或ハ平素行狀ノ善良ナルモノ等ヲ精査シ褒賞証ヲ授與スルノ規定ニ基キ本日授與ノ式ヲ擧タ此時ニ當リ知事市長閣下ヲ始メ各關係ノ臨場ヲ辱フセルノミナラス賜フニ告辭及祝詞ヲ以テ當事者及受証者ニ對シ懇篤ニ訓戒セラル之レ洵ニ光榮トスル處ニシテ斯業奬勵上多大ノ裨益アルハ信シテ疑ハザル處ナリ希クハ組合當事者及受証者ハ此趣旨ヲ体シ斯業ノ前途ニ於ケル砥トナシ相戒勵シテ本日ノ玉音ニ答フル處アラン コトヲ期スト一言答辭ト遂フ

大正五年一月二十日

京都染物同業組合組長石田喜兵衛代

副組長　金山藤兵衛

當組合ハ本日各部職工徒弟ノ多ノ此度儀ヲ事ヲナシ不肖ニ其言葉ヲ吾ヲ所ノ各位ニ對シ

二千五百圓
五千圓
二千五百圓
千五百圓
二千二百圓
千八百圓
三千五百圓
四千圓

於是各部は工賃改正の聲喧しくも之れと一定の標準を定むるを得ず日出場の變動するに隨ひ改正せざれは之に伴ふを得ず去りとて染料價にして時價より割出し計算する時は一反に對し殆んと其生地代と同一になるものあるか如き有樣なれば注文するものも注文せらるゝものも均しく困るへけれは一般体業するの可なるを說く向きも多數ありて當分の間は從前直段の二倍增を表示し其上は任意に話に依て決することの協議を爲したり

○天然染料

人造染料が種々發明せられた結果天然染料は殆んど用ゐる人もなかつたが歐亂勃發の結果人造染料の缺乏を告げ、今や各國競ふて染料會社設立論の唱しくなつた時、漸期光を現はした、吾輩は茲に天然染料と人造染料との優劣問題を提へ來つて論せんとするのではない、唯此復活せんとせる天然染料が染色の仕事を續行させる力のある事と、之を用ひて適程度迄種々の色相に染め且つ其色が著だを生ずることを云ふ點に就て言いて見たいと思ふのである。

吾々は現今の樣な人造染料の發明せらるゝ以前の人が、矢張染色した布帛を着け、然かも此染物をする人は皆の學校で一番單純な教育を受けたものてわつたもの多く、非常に堅牢な色に染めて居たとは云ふてはならぬ、諸君はアニリン染料が初めて發見せられた當時には、其色が比較的褪め易いと云ふ處から、一般人士に寄れもなかつたと云ふ話を聞かれたであらう、其後該染料は進歩し廣告術を應用して世間に紹介し、製品の方法は科學的に發達して、遂に今日の樣なものが出來る樣になつたのである。

ヤシノ葉　ゼンタ　アレヒハイチレフト　ウールブルー　ウールフラッタ

鹽基性染料

ローダミン　クリスタルバイオレフト　ヒンメレブリュ　ローターン

二千二百圓
千八百圓
三千五百圓
四千圓

人造染料の發明せられた結果天然染料は殆んど用ゐる人もなかつたが歐亂勃發の結果人造染料の缺乏を告げ、今や各國競ふて染料會社設立論の唱しくなつた時、漸期光を現はした、吾輩は茲に天然染料と人造染料との優劣問題を提へ來つて論せんとするのではない、唯此復活せんとせる天然染料が染色の仕事を續行させる力のある事と、之を用ひて適程度迄種々の色相に染め且つ其色が著だを生ずることを云ふ點に就て言いて見たいと思ふのである。

吾々は現今の樣な人造染料の發明せらるゝ以前の人が、矢張染色した布帛を着け、然かも此染物をする人は皆の學校で一番單純な教育を受けたものてわつたもの多く、非常に堅牢な色に染めて居たとは云ふてはならぬ、諸君はアニリン染料が初めて發見せられた當時には、其色が比較的褪め易いと云ふ處から、一般人士に寄れもなかつたと云ふ話を聞かれたであらう、其後該染料は進歩し廣告術を應用して世間に紹介し、製品の方法は科學的に發達して、遂に今日の樣なものが出來る樣になつたのである。

褒賞

有功一等賞

甲生之部

矢守傳三郎

徒弟

水口榊且

有功二等賞

甲生之部

久保田常次郎　井深英之助　森田菊松　藤枝多三郎　吉野竹次郎　横山與市

有功三等賞

甲生之部

岩本熊太郎　久保田常次郎　田中仁一郎　川勝藤次郎　中川治三郎　井深英之助　峰島高吉　笠浪猪之助　西尾政一郎　中川治二郎

仝　高田恒太郎　仝　中島平三郎　仝　松成友吉　仝　浦瀧政次郎　仝　中尾春水太郎　仝　上田光正　仝　大久保正哉　仝　福井利一　仝　西尾男太郎　仝　清水兼次郎

受証者氏名は公示第三號の通り

○枚上書部徒弟共進會褒賞授與式　本月十五日午前十時當組合事務所ニ於テ枚上書部第二十回徒弟共進會褒賞授與式ヲ擧行ス當日重ナル來賓ハ知事代理香川商工課長、市長代理大森助役、商業會議所、染織學校長金子萬壽氏、各新聞記者組合役員等ニシテ會長中森喜三郎氏ノ開會ノ詞井深審査長ノ審査報告、監督石田組長ノ授賞アリ商業會議所ノ賞金授與アリ金子校長ノ訓示演說、香川課長ノ訓諭市長ノ告辭アリ森田部長ノ答辭、受賞者總代水口榊且ノ答辭アリ十二時閉會セリ

受証者總代　水口榊且

大正五年一月二十日

受証者總代　水口榊且

謝スル所ナリ希クハ將來益々奮勵斯業ニ貢獻シ以テ本日ノ光榮ニ酬ユル所アランコトヲ謹テ答詞ヲ述ブ

大正五年一月二十日

褒賞

有功一等賞

甲生之部

矢守傳三郎

徒弟

水口榊且

有功二等賞

甲生之部

久保田常次郎　井深英之助　森田菊松　藤枝多三郎　吉野竹次郎　横山與市

有功三等賞

甲生之部

岩本熊太郎　久保田常次郎　田中仁一郎　川勝藤次郎　中川治三郎　井深英之助　峰島高吉　笠浪猪之助　西尾政一郎　中川治二郎

仝　高田恒太郎　仝　中島平三郎　仝　松成友吉　仝　浦瀧政次郎　仝　中尾春水太郎　仝　上田光正　仝　大久保正哉　仝　福井利一　仝　西尾男太郎　仝　清水兼次郎

東谷儀造　仝　余江長二

褒賞

甲生之部

中森喜三郎　仝　鞦井宇三郎　仝　笠浪猪之助　仝　鹽屋友之助　仝　岩本熊太郎　仝　三浦俊太郎　仝　前田清次郎　仝　平居拾三　仝　吹原利助　仝　河内弘三郎　仝　佐々木嘉助　仝　山田健次郎　仝　山崎栄次郎　仝　小林清一

有功一等賞

乙生之部

吉野竹次郎　徒弟　芝田嘉一

有功二等賞

乙生之部

石村久吉　徒弟　桝田市郎　仝　久保田常次郎　仝　山本金次郎　仝　石村久吉　仝　小松栄吉

有功三等賞

乙生之部

岡本安次郎　徒弟　田中仙吉　仝　富田宗太郎　仝　西田宗吉　仝　井深英之助　仝　佐藤市太郎　仝　岡本安次郎　仝　西濱留造　仝　横山與市　仝　杉山康之助　仝　藤枝多三郎　仝　今井伊三郎　仝　笠浪猪之助　仝　富永元治　仝　羽田元三郎　仝　安井幾太郎　仝　岸島萬吉　仝　廣瀬智代三　仝　奥村彌一郎　仝　吉川拾吉　仝　佐々木嘉助　仝　奥村彌三郎　仝　木村小八郎　仝　河田淺次郎　仝　矢守傳三郎　仝　山田富三郎　仝　岸見吉太郎　仝　今井次一　仝　内藤弁吉　仝　阿賀井留吉　仝　中森喜三郎　仝　中森芳三郎　仝　川勝藤次郎　仝　本多忠夫　仝　田中仁一郎　仝　中江嘉市　仝　羽田元三郎　仝　谷田穀郎　仝　林吾一郎　仝　庵野定吉　仝　井深英之助　仝　下村芳次郎　仝　大橋三　仝　四方三蔵　仝　北川喜吉　仝　福岡角七郎

横山與市　仝　松井守一　仝　奥村彌一郎　仝　朝倉栄吉　仝　山田忠次郎　仝　山田寅三郎

褒賞

乙生之部

富田宗太郎　徒弟　小林柳太郎　仝　水江芳之助　仝　高木久吉　仝　岡人　仝　竹中善之助　仝　龍田嘉吉　仝　荒川伊治　仝　竹谷長二郎　仝　高瀬九二郎　仝　北川喜吉　仝　三島力三郎　仝　小谷平七　仝　金井義爲　仝　澤田逸夫　仝　福田三治　仝　川勝藤次郎　仝　木澤定信　仝　若城忠次郎　仝　竹内孝藏　仝　樋口安太郎　仝　藤本信三　仝　村上久三郎　仝　川島新造　仝　羽田文次郎　仝　中北留次郎　仝　吹原利助　仝　林專治　仝　水谷萬次郎　仝　鶴戸竹次郎　仝　田中仁一郎　仝　島田利一郎　仝　竹中長二郎　仝　佐分源之丞

有功二等賞

丙生之部

石村久吉　徒弟　高田安吉　仝　久保田常次郎　仝　井尻龍雄　仝　井深英之助　仝　青木正雄

○染料界　染料界の現況は混沌たる有樣にて輸入は無論杜絶し國産品も日に月に減少するは當然なるが於之春の當時は之に附け込み其價格の如きは時々刻々變動を來たし今日に於ては殆んと標準とすへきものなき有樣となれり之に加ふるに原料の品乏しきなるに隨ひ染料商は種々の手段を弄し價格を釣上ならしむるために混合物をなし販賣する實況なるが最近に於て最も信用ある染料店の廣告を見るに左の價格を表示せり

直接染料

ダイヤミンエロー　仝　五千圓
スカレフト　仝　二千八百圓
オキトミンバイオレフト　仝　千五百圓
スカイブルー　仝　千五百圓
ブラックブラック　仝　七百五拾圓

と綿花に應用する化方を左に述べよう。

（イ）ログウードにて綿布の黑染法——此方法は二つの染浴を使つて染める方法で、或る大工場で四ケ年間實行した結果非常に好成績を得た都合の好い方法である、此染色裝置はログウード液貯藏槽、ログウード染浴三對の乾燥鐘クローム液貯藏槽、クローム染浴、蒸氣浴、ウオッシュマングル、洗滌槽の各部分から出來て居る、ログウード染浴及クローム染浴には、ガイドロールを備へ各染浴の中央上部には三個の壓搾槽ロールがあるガイドロールと壓搾ロールは、綿布がログウード浴とクローム浴を通過する場合に各液に二回宛浸漬し二回宛絞られたる樣な順序に配列してある。

扨て此裝置で染めるには漂白乾燥し去綿布を染浴に導き初めの四個のロールを通過せしめ壓搾し更に第二の四個のロールで染浴中を通過せしめ壓搾し三對の乾燥鐘中で乾燥させ更にクローム浴中を通過させる此時も染浴の場合と同樣二回浸漬し二回絞る樣になつて居るクローム浴を通過し終れば蒸氣を當て次に水洗する之には先づブウオッシュマングルを通し次に洗滌槽を通して充分水洗するのである水洗を終れば再び乾燥せしめ仕上るのである。

機械の速度　一分間四五—五〇碼

水（ログウード越爰斯（トリワド）五一〇升）　三二〇升
貯藏液（酸一度）　酸　一三、二〇〇匁　六三升
染浴温度　殆んど沸騰する程度
浸漬時間　一〇秒
（水重クローム酸曹達　五、九〇〇匁）　三二〇升
クローム液（曹達灰（五八度）　三、七〇〇匁）
浸漬時間　約一〇秒
蒸氣處理時間約一〇秒
機械の速度は一分間四五—五〇碼であるから一時間約三〇〇碼を染めることが出來る但し一分間七五碼（一時間四五〇〇碼）とする事も出來る此染法で染色した綿布は背廣服外套等の裏地其他白い地質と密着させて

© Kyozomekai